

平成 28 年 第 4 回 定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 6 日 開会

平成 28 年 12 月 9 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成二十八年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

平成二十八年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

平成28年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	7
○請願、陳情等の委員会付託	7
○議案第1号～議案第14号の一括上程、提案理由の説明	8
○散会の宣告	12

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

小山福績君	14
塚原利彦君	24
塚原義昭君	36
峰田昶君	52
坂口和子君	64
○委員長報告	83
○散会の宣告	85

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○事務局職員出席者	88
○開議の宣告	89
○議事日程の説明	89
○議案第1号の質疑、討論、採決	89
○議案第2号の質疑、討論、採決	90
○議案第3号の質疑、討論、採決	90
○議案第4号の質疑、討論、採決	91
○議案第5号の質疑、討論、採決	92
○議案第6号の質疑、討論、採決	92
○議案第7号の質疑、討論、採決	93
○議案第8号の質疑、討論、採決	93
○議案第9号の質疑、討論、採決	94
○議案第10号の質疑、討論、採決	94
○議案第11号の質疑、討論、採決	95
○議案第12号の質疑、討論、採決	95
○議案第13号の質疑、討論、採決	96
○議案第14号の質疑、討論、採決	97

○発議第1号の質疑、討論、採決	97
○発議第2号の質疑、討論、採決	98
○発議第3号の質疑、討論、採決	98
○発議第4号の質疑、討論、採決	99
○閉会中の継続審査の申し出について	99
○村長挨拶	100
○閉会の宣告	101
○署名議員	103

○ 招 集 告 示

麻績村告示第50号

平成28年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月30日

麻績村長 高野忠房

1 日 時 平成28年12月6日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君
4番 宮下仁雄君
6番 峰田昶君
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君
5番 塚原義昭君
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成28年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成28年12月6日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第14号まで一括上程

議案第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 村税条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 麻績村民生委員推薦会条例の制定について

議案第 9号 麻績村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第10号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第11号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

議案第12号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
村づくり推進課長	宮下和樹君	総務課長	宮下利秀君
振興課長	塚原敏樹君	住民課長	峰田江津子君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第4回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配布資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、4番、宮下仁雄議員、7番、坂口和子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題をいたします。

11月7日開催の議会運営委員会において、12月6日から12月9日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日6日から12月9日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、12月6日から12月9日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、ことし1年を振り返りますと、TPP協定合意、電力の完全自由化、18歳選挙施行、衆議院選挙、東京都知事選挙、第3次安倍再改造内閣発足、アメリカ大統領選挙、韓国の混乱などなど、大きな出来事があり、変わりゆく時代を実感した年でありました。

また、多くの台風が日本列島に上陸、異常気象や地震などにより全国各地で大きな災害が発生いたしました。

麻績村では、小規模の台風被害と異常気象による農作物への影響があったものの、総じて平穏な年でありました。安堵したとともに、麻績村を災害に強い村に築いてこられた先人たちのご努力に改めて感謝をいたしました次第であります。

国内経済は、安倍政権の経済政策による日本経済の成長を一層確実なものへ導くため、初

のマイナス金利政策が実施されるなど多面の政策が進められておりますが、その効果が末端の地方まで及んでくるのはまだまだ先の感がいたします。

特に、地方では少子高齢化加速が一段と進み、地方経済や中山間地域農業の行方には厳しさが感じられます。麻績村におきましても、人口減少と少子高齢化が一段と進んでおりますし、地域の基幹産業である農業も厳しい状況となっております。こうした中、麻績村が今後どのように歩いていくか、希望に満ちた躍動する麻績村をどう作っていくのか、今が重要なときであると思っております。若者定住の促進、子育て支援、教育環境の充実、安心・安全の村づくり、新たな農業振興施策の実施、お年寄りやハンデのある人たちが安心して暮らせる仕組みづくりなど、重点を置いた村づくり事業が村民皆様のご理解とご協力をいただき、順調に進んでおりますが、さらに進化し、定着することに力を注いでまいり所存であります。

私自身の任期も残り1年余となつてまいりましたが、議員各位を初め、村民皆様とともに知恵を出し合い、力を合わせて希望に満ちた明日へつながる元気な麻績村を作っていく所存ですので、どうか温かいご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会には、条例制定・改正案件、補正予算案件を提出いたします。詳細は後ほどの提案理由の説明で申し上げますが、何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第28-6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出については、総務経済委員会に、第28-7号 免税軽油制度の継続を求める陳情書については、総務経済委員会に、第28-8号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書（決議）の採択を求める陳情書について、は社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、各委員会で審議をお願いいたします。

28-9号 最低制限価格設定に関する陳情書、28-10号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、28-11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書については、文書配布のみといたします。

◎議案第1号～議案第14号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第14号を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案14件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

人事院は平成28年8月8日、国家公務員の一般職の給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に勧告いたしました。国及び政府は人事院勧告どおり実施することとし、その改正案を平成28年9月召集の臨時会において提出、可決されました。

麻績村におきましてもこれに準じて給与等の改正を致したく、関係4議案を提出させていただくものです。

議案第1号及び第3号につきましては、議会議員及び常勤特別職の期末手当を、それぞれ

0.1月引き上げる条例の改正を、議案第4号につきましては、議案第1号及び第3号と同様に期末手当の引き上げのほか、給与を平均0.2%引き上げ、扶養手当の見直しについて条例の改正をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

農業委員会法の改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員を設置及び麻績村農業委員会の委員報酬を改正し、また鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正により、新たに麻績村鳥獣被害対策実施隊を設置するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第6号 村税条例の一部を改正する条例について及び議案第7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令に伴い、当該条文の一部を改正する必要が生じたものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第8号 麻績村民生委員推薦会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域主権第3次一括法の施行により、民生委員法の一部改正が行われ、民生委員推薦会委員の資格基準が地方公共団体の条例によることになり、委嘱の基準として必要な条項を規定するため本条例を制定するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第9号 麻績村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

農業委員会法の改正に伴い、麻績村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する必要が生じたため、本条例を制定するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第10号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地、地上権設定契約の期間満了者に対しまして、鋭意契約更新手続を進めておりますが、一部におきまして契約更新に応じない事案が生じております。また、長期にわた

り地代を滞納している方もおります。

これらの地上権者に対し、地上権設定契約期間満了による権利抹消及び契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

平成28年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を施行していく上で、必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では普通交付税額確定による増額を、国庫支出金では障害者総合支援給付費等国庫負担金、臨時福祉給付金事務費補助金等の増額を、県支出金では、障害者総合支援給付費等県負担金、福祉医療費県補助金及び担い手確保・経営強化支援事業補助金等の増額を、森林環境保全直接支援事業補助金の減額を、諸収入では授産施設作業収入、観月苑事業収入及び雑入でリング高密度植栽培導入支援事業補助金等の増額を、村債では過疎対策事業債の減額を、公共事業等債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全款にわたり、人事院勧告等に伴い人件費の精査を行い補正計上いたしました。

その他主な各款別支出項目内容を申し上げます。

総務費では、文書広報費において広報紙印刷代不足金の増額を、財産管理費において庁舎非常用発電機修繕費の増額を、企画費においてリング高密度植栽培導入支援事業苗代の増額を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉費において臨時福祉給付金システム改修経費、福祉医療費、平成27年度臨時福祉交付金精算返還金の増額を、福祉センター費において施設修繕費の増額を、心身障害者福祉費において障害福祉サービス費等の増額を、人権啓発費において男女共同参画計画ダイジェスト版作成委託料の増額を、社会福祉施設費において賃金不足額の増額を、機械器具購入費不用額の減額を、保育園運営費において育児休業に伴う職員人件費不用額の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、健康管理費において健康管理システム保守委託料、健康カルテシステム使用

料等の増額を、健康カルテシステム保守料の減額を、環境衛生費においてごみストッカー設置費の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興費においてそばコンバイン修繕費、担い手・経営強化支援事業補助金の増額を、農地費において県営事業負担金不足額の増額を、林業振興費において村有林整事業不用額の減額を補正計上いたしました。

商工費では、信濃観月苑事業費において売店商品仕入不足額等の増額を補正計上いたしました。

土木費では、土木総務費において水道事業特別会計操出金、下水道事業特別会計操出金の増額を、住宅建設事業費において測量調査設計委託料不用額の減額を補正計上いたしました。

教育費では、教育委員会費において私学振興補助不足額の増額を、小学校費において施設修繕費の増額を、機械器具購入費不用額の減額を、中学校費において特別分担金の増額を、社会教育総務費において公民館施設整備補助金の増額を補正計上いたしました。

公債費では金利見直しに伴う元金不足額及び利子不用額を、諸支出金では今後の財政支出に備えたそれぞれの基金積立を、予備費では今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を補正計上いたしました。

補正額は1億3,830万円の増額で、歳入歳出総額は28億1,070万円となります。

次に、議案第12号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税、療養給付費等負担金、国庫普通調整交付金、県費特別調整交付金、療養給付費交付金過年度精算分、前期高齢者交付金決定の増額を補正計上いたしました。

歳出では、一般被保険者の療養給付費と高額医療費の不足額、高額医療費共同事業拠出金、疾病予防費、保険税還付金の増額を、退職被保険者の療養給付費、療養費と高額医療費の不用額、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金とその事務費、介護納付金決定による減額をそれぞれ補正計上しました。

補正額は630万円の増額であります。

次に、議案第13号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、分担金及び一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、村単事業工事費等不足額の増額を、公債費では利率見直しによる元金不足額の

増額を、利子不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額であります。

次に、議案第14号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、施設修繕費不足額、県営事業負担金不足金の増額を、公債費では利率見直しによる元金不足額の増額を、利子不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額であります。

以上14議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成28年第4回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので委員会室にご移動願います。また、終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

平成28年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成28年12月8日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

住民課長 峰田江津子君

教育次長 森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長 江森勇夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第4回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、麻績小学校6年生より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

また、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

最初に、子育て支援策について。

要旨1としまして、18歳までの医療費無料化は、当地区5村では、山形・朝日・生坂・筑北村は、子供の医療費を18歳到達後の3月末まで無料にしている。唯一、麻績村だけが無料化していない。

住民課にお聞きしたところ、現在、麻績村の高校1年から3年生を対象とした場合、推計で年間100万ぐらいの予算が必要とのこと。

平成25年3月定例一般質問で、前議員さんが、今回の質問と同様の18歳までの医療費無料化の質問をされました。村長答弁は、「子育て事業は実質的にニーズの多いものから始めていく。当面、提案の件は難しい」、このようなお答えでした。平成29年3月で丸4年になるわけですから、18歳まで医療費無料化の実行キーを押すときが来ていると考えます。

要旨2として、インフルエンザワクチンの助成は、村内医療機関にお聞きしたところ、接種費用は、13歳未満は2回の接種が必要で、1回目4,000円、2回目2,900円、13歳以上は1回のみで4,000円、任意の予防接種でもあり、行政として口出しできない部分があるかと思えます。

本年11月ごろに小・中学校のお子様を持つ40代の方から、麻績村でもインフルエンザワクチン接種費用の補助をしてもらえないかと相談されました。

そこで、インフルエンザ予防接種費用の5割助成を提言します。

要旨3、子供の貧困問題はないか。

ここ一、二年の間に、新聞・テレビで子供の貧困という言葉が報道されている。小児科の医師の中には、親の年収と子供の学力や健康状態に相関性が認められると示している方もいます。

麻績村ではないと思うが、実態調査が必要ではないか。朝夕の食事がとれないような子供はいないのか。このような子供たちのために、食事を提供しているボランティア活動もあると聞いています。

麻績村教育大綱の中にも、主要施策として、食育の充実がうたわれている。平成17年、食

育基本法が施行になりました。その前文で、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であると述べています。子供の貧困という問題が起きる前に、何らかの調査・対応が必要と考えます。

次に、村道日丸20号線について。

村のご理解をいただき、平成27年10月から平成28年3月にわたり、日丸20号線の道路改良工事に着手していただき、県道12号から下方へ100メートル、幅員4メートルの立派な道路が完成しました。ありがとうございました。

この道路は、上井堀中央線まで拡幅することが必要と考えます。

要旨1、今後の計画は。

振興課によると、中央線まで220メートルとお聞きしています。この部分は民家に隣接している場所、作業小屋等もあり、困難も予想されます。また、工事費用の財源の問題もあるかと思えます。緊急自動車、地区住民が安全に通り抜けできるように、早期の計画が必要と考えます。

なお、現在、高規格救急車は通り抜けできません。

要旨2、財政的な問題もあり、お答えは難しいと思いますが、完成予定年度がありましたら、説明を願いたい。

以上2件について、村長のお考えをお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、最初の小山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

子育て支援策について、18歳までの医療費無料についてということについてお答えをさせていただきます。

18歳までの医療費無料につきましては、今日まで何人もの議員さんからご提言を頂戴しております。

今日、子育て支援の強化と定住促進を図ろうと、子供の医療費無料化の対象年齢を18歳まで引き上げる自治体もふえている状況にあります。

麻績村におきましても、若者定住と子育て支援に重点を置いて各種施策を進めており、18歳までの医療費無料化についても、できるだけ早い時期に、できれば来年度中の実施に向け

て検討をさせていただきたいと思っております。

2つ目のご質問でございます。インフルエンザワクチンの助成についてでございます。

麻績村における各種の予防接種につきましては、国の予防接種法に基づいて実施しております。

任意接種となりました子供のインフルエンザワクチンの助成につきましては、まずその安全性に関する国の判断、これを見て、また県下自治体の状況を見つつ、今後検討していきたいと、こう考えております。

子供のインフルエンザワクチン接種の問題など、その他ワクチンの予防接種につきましては、住民課長から説明を加えさせていただきます。

3つ目のご質問でございます。

子供の貧困問題はないかということでございますが、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、また教育の機会均等などを図るため、子供の貧困対策の推進に関する法律、これが平成25年6月に成立し、政府では大綱を定め、その推進に当たっております。子供の貧困に関する25の指標を設定し、その改善に向けて、当面取り組むべき重点施策を掲げております。

重点施策には、教育の支援、保護者に対する就労の支援、子供の貧困に対する調査研究等、生活の支援、経済的支援、施策の推進体制等を定め、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しております。

麻績村におきましても、子供の貧困問題につきましては、こうした趣旨に沿って、関係機関等と連携をとりながら、多面にわたり、その対応に当たっておりますし、今後も重要な施策の一つとして進めてまいります。

具体的な対応等につきましては、教育長、住民課長から答えさせていただきます。

次のご質問でございます。村道日丸20号線についてのご質問。

村の重点施策として、安心・安全な村づくりを進めております。その中でも道路整備は大きな部分を占めております。

村内には、大型車両の進入が難しい地域が、いまだ多く存在しており、災害発生など緊急時の対応は困難が予想され、心配をしております。

村では、こうした箇所を早急に解消しようと、財源確保を含め、鋭意努力をしておるところであります。人口が密集する地域など優先度の高い箇所から、また施工環境が整った箇所から、順次進めていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

具体的な村道日丸20号線の計画につきましては、振興課長から答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、インフルエンザの助成の関係と子供の貧困問題についての補足説明をさせていただきます。

インフルエンザワクチンの助成についてですが、麻績村では、国民の健康を守るため必要な予防接種について定める予防接種法に基づき、予防接種を行っております。

子供の予防接種は、法律で次の2種類に分けられます。

定期接種と申しますのが、法律に基づいて市区町村が主体で実施するもの、あと任意接種として、希望者が各自で受けるものとございます。4種混合ワクチンやBCGなどの定期接種は、全額公費負担ですが、インフルエンザやおたふく風邪などの任意接種は、自己負担が原則です。

インフルエンザの予防接種につきましては、高齢者施設の入所者などがインフルエンザにかかり、亡くなられたことが社会問題になったということがあり、また高齢者のワクチン接種による発病・死亡の阻止率が高かったこと、ワクチンに対する副反応も重篤なものがあったため、高齢者に対する予防接種が、定期接種に現在加わっております。

ただ、子供のインフルエンザ予防接種は、学校等における集団全体の免疫を高めておくことにより流行を抑えるという考え方に基づいて、以前は定期接種として行われていました。しかし、集団接種による完全な予防ができなかったことや、ワクチン接種による非常に重い副反応があったため、現在は任意の予防接種に分類され、法による定期接種は行われておりません。

インフルエンザは、毎年冬になると流行し、時に大変重い症状になることもあり、インフルエンザワクチンによる予防接種は、有効かとは思ひます。

村といたしましては、予防接種法に基づき予防接種を行っていることから、子供のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、今後の国における予防接種法の動向や近隣市町村の動向を見つつ、長期的な観点で検討してまいりたいというふうに思っております。

平成27年度における子供のインフルエンザ助成の状況ですが、長野県下で実施市町村は、77市町村中18市町村と23%ほど実施しています。この近辺、松本圏域3市5村は、いずれも未実施でございます。近隣では千曲市が実施しておりますが、これも全部の子供が対象で

はなくて、中学生、高校生といった大人に近い、ある程度体力があって、受験が対象であるような子供に一部の補助をしているというような状態ですので、全部に対してのインフルエンザ助成をしている市町村は、まだ少ないかというふうに思っております。

続きまして、子供の貧困問題ですが、これは住民課の側から見た子供の貧困問題ですが、平成27年度版子ども・若者白書では、「子供の相対的貧困率は上昇傾向、ひとり親で養育している家庭の相対的貧困率が高い。修学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇が続く」というふうに記載されております。

子供の相対的貧困率は、1990年代半ばからおおむね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%というふうになっています。子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%、さらに大人一人の世帯では54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて、非常に高い水準にはなっております。

麻績村でも、いわゆる生活保護家庭や、生活保護とまではいかななくても、何らかの形で支援を必要とする家庭について、以前は単身高齢者世帯が中心であったものが、子供がいる若者世帯でも、ぼつぼつと見受けられるようにはなっておりまいた。

対応といたしまして、支援が必要と思われる家庭、現在、麻績村は保健師が地区担当制をとっております。それらの保健師のほうから、地区から上がってくるもの、それからあとさまざまな相談の過程の中で早目に把握をして、関係機関へ連絡調整して支援をするようには努めております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、教育委員会関係の部分で、子供の貧困問題という部分で補足をさせていただきたいと思っております。

教育委員会としては、保育園・小学校・中学校の中で、貧困問題に直面している子供たちはないと考えておりますが、学校教育の中で必要とされる費用等につきまして、学校のほうで把握している中で支援を行うという部分で、就学支援制度を活用して行っているところでございます。

そんな中で、特に食の問題等があらうかと思っておりますが、こころににつきまして、保育園はまだちょっと実施していないんですが、小学校・中学校では、学校生活、また家庭生活の中でのアンケート調査をしております。そんな中で貧困問題等があればということで、一応確認をさせていただいているところでございます。

そのほか学校生活の中で、学年担当、また栄養教諭、養護教諭等の確認をとる中で、ふだんの学校生活を観察しながら対処してきているところでございます。

そんな中でございますので、このアンケート調査につきましては、食の関係、また就寝の関係等、生活にかかわる部分のアンケートを実施してございます。そこら辺から読み取るような方法をつくっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから、村道日丸20号線についての今後の計画、それから完成予定年度等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃられますとおり、本路線につきましては、県道丸子信州新線の交差点部分から丸山公民館に通ずる村道でありまして、消防車両等の大型車両が通行できる状態ではない路線として、地域からの要望もございまして、村といたしましても、安心・安全の村づくりを進めていく観点から、平成26年度に測量設計調査を実施し、27年度に過疎債を活用しまして一部着手をさせていただきました。全線320メートルの延長のうち、県道の交差点から下、約100メートルに着手をしまして、工事が完了しております。したがって、残り約220メートルでございますけれども、この路線の部分につきましては、左右に住宅、それから倉庫等のある箇所もございまして、今後、用地交渉とか物件補償等が多く見込まれますので、完成までには複数年の月日がかかるかなというふうに見ておるところでございます。

そういった関係で、道路につきましては、法律でこういう形でというものがあるわけでございますけれども、そういった道路構造令上、有利な補助事業が活用できませんので、どうしても過疎債を借りて事務を進めていくということになりますので、村の財政の関係もございまして、財政サイドと打ち合わせ等、相談し、早期の完成を目指していきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 小山です。それでは、順番に再質問させていただきます。

18歳までの医療費無料化ということにつきましては、平成29年度には予算化していただけるという解釈でよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 来年度、29年度予算、来年度中に始めていきたいという考え方でござ

います。

ただ、医療費の関係につきましては、4月1日ということができない理由があるんですね。切りかえとか、そういったことがありますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。それでは来年度中ということで、実行していただきたいと思います。

その次に、インフルエンザの件ですが、先ほど峰田課長のほうから説明もありましたとおり、低年齢に接種した場合に、肺炎とか、いろいろ大きなトラブルが出る可能性が高いということは本にも書いてありましたので、できれば、先ほどの話の中学・高校、13歳以上の希望者に対して、半額ぐらいの助成ができないか、再度お聞きします。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） これに関しましては、やはり中のほうで、実際にインフルエンザのワクチンを打つのが、どういう目的で、どういうことで助成をするかというのは、大変大事なことだというふうに思っています。現在の任意接種の中で、どのような目的でやっていくかというようなことにつきましては、中で、少し長い目で検討をさせていただきまして、近隣との調整もございますので、検討を続けていきたいというふうに考えています。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほども申し上げたとおり、私が聞いたのは40代の親御さんでしたが、中には表に出てこなくても、このことを望んでいるご家庭も数多くあろうかと思っておりますので、また調査するなりなんなりして、できれば助成していくような形にさせていただきたいと思っております。

次に、貧困の問題ですが、貧困は当事者が声を上げることが少なく、非常に見えにくい部分があるというふうに報道もされていますし、その部分で麻績村としては、教育長、今のところないと思っているという見解でしたが、自分もそういう見解ですが、これは当事者が声を上げることがないから、見えにくいからないんだという感覚でなく、何か調査研究していくようなことを考えていくような方向がありましたら説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 学校関係、また保育園関係につきましては、一応、先ほど少し申し上げましたけれども、先生方が学校生活の部分で見守る中で対処していく部分がございます。

それと、学校等につきましては、貧困という問題もありますが、修学旅行費とか、いろいろな部分での遅滞等の関係も、目に見えてくるところがございます。そこら辺もありますし、就学当時、入るときに、いろいろな制度の説明等もする中で支援をしていきたいというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それとあと1点、先ほどアンケートという話がありましたが、この内容について、わかる範囲で説明願いたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） このアンケートにつきましては、全国学力・学習状況調査の関係も一緒に入っております。そんな中で、家庭生活の部分に入り込んだアンケートでございます。特に子供たち個人に対する部分でございます。朝何時に起きるか、朝食はとるか、また何時に寝るか、おやつはどのくらい食べるかと、そこら辺の部分も踏まえている中で、普通の生活の中でのアンケートを実施しているというところで、例えば例をとりますと、朝食を食べていますかということですが、アンケート結果によりますと、100%には達しないわけでございますが、ほとんどの子供たちが朝食をとっているというような部分、またとっていない部分につきましては、小学校のほうで言えば、起きる時間が遅かったから、ちょっと食べられなかったとかいう部分がございますので、貧困につながるような部分はないというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。では、麻績の子供たちには、とりあえず貧困の問題は、今のところないということで理解します。

それでは、村道日丸20号線の道路のことですが、先ほど村長も答弁されたように、麻績村、各地区に、この日丸20号線と同じ、幅員が狭い、また勾配がきつような道路が数多くあることは、自分も承知しています。そんな中で、100メートル、きれいな道路に仕上げていただいたわけですが、残り220メートルについても、なるべく早い段階でやっていただきたいという地元の要望もありますので、これは予算的には、あとどのくらいを見込んでいるか説明してください。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） この320メートルにつきましては、地形測量は終了しております。ただ、話のとおり住宅の密集地ということもございます。この関係から、用地の測量、それ

から設計、それから土地の購入費、物件の移転補償等も含め、さらに工事費を含めると、今、概算ではございますけれども、全体事業費、5,500万ほどはかかるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 非常に高いお金というか、それが必要になるわけですので、また先ほども財源の問題で、過疎債を充てていただいたということで、やっていただいたわけですが、順次、少しずつでも進めていただくということで、とりあえず事業計画の中では、次期着工の見通しはどのくらいになりますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 220メートル残っているところでございまして、先ほど村長のほうからも答弁ございましたとおり、物件の移転、それから土地の交渉等の施工環境が調った箇所から、順次進めていきたいというふうに思っております。できれば来年は、少し事業を進めていく方向で検討はしてまいります。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） では、29年には、少しでも手をつけていただけるということでよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） いずれにしましても、用地交渉から始まりまして、そういったところから順次進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても、地域の協力をいただかないと工事が進まないということでございますので、引き続き地権者のご協力を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、今回の質問につきましては、時間は短かったですが、村長さんの18歳までの医療費無料化の件も十分に対応していただきましたので、若者定住、子育て支援を前面に出している麻績村ですから、これからもぜひ、基金積み立てもよろしいですが、住民サービスにウエートを置いた予算編成等も含めて、よりよい村づくりに、私たちも含め、全員で一丸となって麻績村を盛り上げていくような村政をお願いして、以上で私の質問を終わりとします。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問は終了しました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

通告に基づいて2点質問いたします。

1点目は、国の来年度の予算編成に伴っての社会保障関連予算の抑制による村内高齢者や行政への影響について、2点目は、天王区の公営住宅の今後の方針や運営管理について伺いします。

最初に、国の来年度予算編成に伴っての社会保障関連予算の抑制による影響について伺います。

先月17日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会から、平成29年度予算の編成等に関する建議が財務大臣に提出されました。来年度の予算編成に当たっての国の主要事業に関する考えをまとめたものですが、重点が置かれているのは、医療、介護等の社会保障に関する部分で、社会保障関係費の伸びを5,000億円におさめるべきという方針が述べられており、次々と社会保障費用の抑制案が列記されています。

医療保険では、高額医療費の高齢者の負担の増加、後期高齢者保険では、保険料の軽減特例の廃止、介護保険関係では、早くから話が出ていた要介護1・2の軽度者に対する生活援助サービスの保険給付からの除外や、介護福祉用具の貸与や住宅リフォームに関する費用の原則自己負担等については、反対や批判が多く、見送りとなりましたけれども、高額介護サービス費について、高額療養費同様、特に70歳以上の高齢者への負担増を建議しています。

このように今回の予算編成に向けた建議は、高齢者への負担増が特徴となっており、この間、新聞各紙もこうした方針を伝えています。このため、村民の皆さんからも不安の声が上がっています。

そこで伺いたいのは、まだ確定ではありませんが、新聞等で報じられている内容で実施される場合、村内の高齢者や行政への影響はどうか。

1点目として、後期高齢者医療制度の軽減特例の廃止に関して、2点目として、高額療養費及び高額介護サービス費に関して、3点目として、その他、医療、介護の面で影響が大きいと思われること、これらについてお聞きをしたいと思います。

続いて、質問の2点目は、天王公営住宅についてです。

この住宅は、第1期天王住宅団地分譲と並行して、平成2年から3年にかけて7棟が建設されました。その後、聖高原駅東と明治町には集合住宅が、そして天王地区の団地内と本町地区には一戸建ての村営住宅が建設され、現在、多くの世帯が入居されていますが、この天王公営住宅は、築後26年と最も経年期間が長い村営住宅で、現在6世帯が入居されています。

そこで伺いたいのは、この天王公営住宅について、1点目として、入居者や入居希望者から、これまでにどのような要望やご意見があり、またそれに対しての村の対応はどうだったのか。

2点目として、この天王公営住宅を今後どうしていくのか、補修改修箇所を手当てして、現状の建物の位置や構造で維持するのか、あるいは新たな場所に公営住宅をつくるのか、そうした方針等について伺いたいと思います。

以上2つの質問事項について、答弁をいただきたいと思います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 塚原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

最初のご質問であります。国の社会保障予算の抑制方針による高齢者や行政への影響についてのご質問でございます。

国は2017年予算編成で、伸び続けております社会保障費を抑制するため、医療・介護保険制度の見直しに向けた論議を、今、活発に行っているわけではありますが、これらの具体的内容につきましては、まだ市町村へ正式な通達はございません。これらの動きにつきましては、わかる範囲で住民課長から答えさせていただきたいと思います。

2つ目の天王公営住宅についてのご質問でございます。

麻績村では、各種の制度を活用いたしまして、村営の住宅を整備しております。若者住宅も含めまして、各種のいろいろな制度を活用しているわけでございます。これらの住宅の運営には、建設時に活用した制度によって縛りがあるということがあります。この縛りが解除

される時点では新たなことも考えられるわけですが、この縛りのある間においては、決まった方式でいかざるを得ないということですので、ご理解いただきたいと思えます。

具体的な内容につきましては、振興課長から答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、最初の国の社会保障予算の抑制の関連につきまして、私のほうから補足をさせていただきます。

国は、平成28年度からの財政健全化計画で、社会保障費の伸びの目安を、3年間で計1兆5,000億円程度としております。これに基づきまして、平成29年度予算編成では、社会保障費を約1,400億円圧縮する方針とのことですが、この内容については、現在検討中でございます。

具体的な施策は、まだ検討中ということでありまして、先ほど村長から申し上げましたとおり、国・県から市町村へ公式な通達はございません。

したがって、本日の説明につきましては、ただいまの情勢での見込みでありまして、確定された内容でないということをご了承願いたいというふうに思っております。

最初の後期高齢者医療の保険料の軽減特例が廃止となった場合の影響はということですが、後期高齢者医療制度では、もともと政令本則により軽減制度が設けられております。これにつきましては、低所得者の均等割は国民健康保険と同じで、7割・5割・2割といった軽減制度がございます。

現在は特例として軽減措置を追加し、7割軽減を受ける者について、世帯所得等に応じて、9割と8.5割軽減としております。また、一定の所得を有する者について課される所得割についても、5割軽減としております。

この結果、均等割9割軽減を受ける者の保険料は、年間で4,000円、それから8.5割軽減を受ける者の保険料は、年間6,100円というふうな額になっております。

後期高齢者制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった者について、それまで保険料を負担していなかった実態を考慮して、本則において、資格取得後2年間は、保険料の均等割部分を5割軽減する措置を適用、さらに特例として、期間を定めず9割軽減としております。また、所得割についても、一切賦課しておりません。

平成27年に出了た医療保険制度改革骨子の方向としましては、後期高齢者の保険料軽減

特例については、負担の公平化等について課題が指摘されておるところでございまして、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、激変緩和措置を講ずるといふふうになっております。

国の検討事項の非常に大きな課題として、本則に戻した場合、新規加入者についてどう考えるか、また激変緩和措置をどうするか、それから現在課されていない被扶養者等の所得割をどうするかということが、課題となっているといふふうにお聞きしております。

麻績村の現況ですが、平成28年度、後期高齢者医療の被保険者数は789人でございます。うち9割軽減が155人、8.5割軽減が197人でございます。

また、被扶養者で9割軽減をされている者が48人、8.5割軽減が26人というふうに、合わせますと計426人で、全体の54%が、この特例の軽減の適用を受けております。

保険料の納付方法が、特別徴収、普通徴収というようなことで、年金が年額18万円以上の者で、後期高齢者医療保険料と介護保険料が基礎年金の半分以下ならば、特徴が可能ということで、非常に多くの方々が特別徴収の該当者になっておられます。現在の状況ならば、軽減特例要件のみで、この特徴を外れる者はいないなというふうに感じております。

それで、被扶養者の定額部分で9割というのが5割に縮小、さらに再来年には77歳以上で軽減を廃止し、保険料は現在の10倍で、所得割も該当するというような内容になっていますが、実際には本則で7割軽減というものが出ておりますので、9割軽減、8.5割軽減がなくなっても、本則を変えない限りは、7割よりも高いものになるということはないというふうに考えております。

また、5割軽減特例、これを今、2017年度中に廃止をして、本則部分を変更するかどうかということは別ですが、この該当者につきましては、現在86人おられます。本則に2割軽減があるので、これに該当するかどうか、このところは、いずれにしても、まだはっきりとした方向が出ておりません。

麻績村としては、仮定ですけれども、9割、8.5割軽減が外れた場合、年間の負担額というのは、現在の保険料ですと1万2,000円程度になります。ですので、月に直しますと1,000円程度ということで、年金特徴が十分可能な額であるといふふうに考えております。

あと、次の高額療養費、高額介護サービス費に関して、高齢者の負担増による影響はということですが、高額療養費制度では、70歳以上の外来医療費の自己負担分に上限を設ける特例措置があり、現役より低い自己負担限度額といふふうになっております。年収370万円を超える所得で窓口3割、外来上限4万4,400円というのを初めといたしまして、住民税非課

税世帯の窓口2割、外来上限8,000円というところまで、3段階に分かれてなっておるものでございます。

この課題につきましては、同程度の所得水準ならば、年齢にかかわらず、同程度の月額自己負担を上限とすべきという考え方がありまして、これも、それをもとに見直しを検討されておるところでございます。

現在の制度改革の方向としましては、現役並み所得高齢者対象に限度額の引き上げということで、4万4,400円の外来の上限を5万7,600円にする、また中所得高齢者対象に、限度額の引き上げにつきましては、一般所得者である年収370万までの所得者の外来上限を、1万2,000円から2万4,600円程度引き上げる方向というものが出ております。あと、入院を含めた世帯全体の上限も、引き上げる方向で検討がされているというふうにはお聞きしています。

麻績村での状況ですが、これで影響を受ける者ということですが、国民健康保険のいわゆる後期高齢者にならないところで影響を受ける者が、平成28年度中の試算で見ますと、一応15名程度ではないかというふうに考えております。

あと、後期高齢者医療の関係では、国保からの推計で一応50名以内、それにプラス15名ぐらいあるかどうかということですが、大体50名ぐらいではないかというふうに考えております。

あと、高額介護サービス費ですが、介護保険制度では、負担能力に応じて利用者負担の月額上限が定められており、それを超える部分については、高額介護サービス費が、やはり支給されております。

現役並み所得につきましては、月額上限が4万4,400円、それからあと一般につきましても、月額上限が3万7,200円、それから住民税非課税世帯につきましては、月額上限2万4,600円、以上につきましては世帯でございますが、あと年金80万円未満の方につきましては、個人で月額上限1万5,000円というものが定められております。

これも、やはり課題といたしましては、医療保険制度における患者負担割や高額療養費との整合性を図り、同水準まで月額上限を引き上げるべきではないかという検討がされています。

制度改正の方向としましては、現在の段階で不明でございますが、医療費と同じように、中所得高齢者を対象とする可能性があるということは考えられると思っております。

麻績村の状況では、現在、高額サービスの対象者の中では、これに該当するであろうと思

われる方は5名ほどおられます。

あと、その他医療・介護面で影響が大きいと思われることはということですが、国では、平成29年度社会保障費1,400億円の圧縮の財源として、高額療養費関係で約300億円、後期高齢者医療保険制度の軽減措置の見直しなどで、1,000億円程度を抑制するという方向のようです。将来は医療費について、保険給付対象範囲の見直しや利用者負担についても、当然のことながら課題となってくるであろうというふうには思っております。

ただ、現在の段階では、一応不明であるということで、むしろ現在、村の関係で課題になっておりますのは、消費税増税の延期による財源不足のほうが、非常に大きな問題でございます。

介護保険制度でも、本来は保険料の軽減が非課税世帯全体について実施予定でありましたが、今の消費税が上がらないということで、第1段階のみというふうには、非常に小幅な軽減というふうになっております。

さらに問題なのが、国民健康保険の県への移管支援のための財源不足が数百億円程度というようなことで、今、情報も流れてきております。今後の国の動向に注目していきたいところであるというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、天王の公営住宅についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公営住宅に関する入居者や入居希望者からの要望や意見と、それへの対応はというところでございます。

天王の公営住宅につきましては、議員おっしゃられますとおり、平成2年から3年に平屋の住宅を7棟、それから平成15年に2階建ての公営住宅5棟を建設し、入居をいただいております。

それで、平屋の公営住宅に入られていらっしゃる入居者からのご要望等でございますけれども、議員おっしゃられますとおり、築25年、26年経過してございますので、設備等の不具合につきましては、修繕・修理等の申し出をいただき、それにつきましては、個々に対応をさせていただいているところでございます。

全体のところの要望等の部分につきましては、駐車場のスペースが各戸1台ということになっておりますので、もう1台、駐車スペースが欲しいといったようなご意見を、一部の方

からいただいております。

この住宅の建設当時は、建設用地も限られておりましたので、1棟でも多く建設して、住宅困窮者の要望に応えたいということ、それからまた、低所得者向けの住宅ということもございまして、当時の建設については、駐車場スペースも各戸1台確保されていればという、必要最低限というような考え方であったかというふうに思っています。ご要望をいただいているところではございますけれども、周りに空き地等のスペースが若干あるわけでございますけれども、全部の方にお貸しをするというような形ができない状況もありますので、公平性を確保するというような観点から、公にはお貸しをしていないということで、各それぞれ対応していただいているというようなところでございますが、そういったご要望、それからご意見といったところかなというふうに思っております。

それから、公営住宅の今後のあり方や運営方法等についてでございます。

公営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて建設をさせていただいております。現在の位置の公営住宅を、今後どうするかということでございますけれども、取り壊す、除却をする、または他の住宅として利用するということになると、法律上、国、または県への用途廃止申請が必要となってまいります。この住宅につきましては、木造住宅でございますので、国土交通大臣が補助目的を全うしたとみなす期間が30年ということになっておりますので、25年から26年経過していますので、あと4年から5年ございます。今後につきまして、どうするかというところは、入居者の応募状況等も勘案して、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ありがとうございます。

そうすれば、まず最初のほうの質問の関係ですけれども、こういった質問、実際に現実的に来年からなるとかということが確定しているわけではないものですから、正確なお答えをいただくということにはなりません。新聞等の報道で不安になられている方が多いものですから、お聞きをしましたけれども。

細かい、どういうふうに変更があるかといいますか、そういう案だとかというのは、私もいろいろ見て調べたりしたんですが、そのことについて細かくお聞きするつもりはありませんが、一般的な懸念として、滞納の方が増えるんじゃないとか、今までも払っていないのに、新しく払うということに対しての戸惑いとか不安だとか、そういったものがあるかと思

いますので、そういった点を、きちんとわかるように伝えてもらうというようなこととかあるんですが。

今言った徴収とかということ言えば、先ほど課長のお答えでいくと、そんなに特別徴収で引き切れない方が出るような状況ではないというようなことでお聞きをしたんですけども、そういった懸念とか、それから私、先日ちょっと担当の方にもお聞きしたんですけども、もし実施になれば、その時期にもよるんですけども、特別徴収と普通徴収の関係が混在するといえますか、引き切れないとか、そういったことが出たりとか、手続の関係で煩雑になったりとか、そういったこともあって、混乱もあるのかなというふうに思いますけれども、滞納とか、そういった関係については、先ほどご答弁いただいたけれども、そんなに増えるとか、そういったことは余り懸念はありませんか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今の後期高齢者医療の保険料の軽減が外れた場合に、滞納が増えるのではないかとのご心配も、大変大事なことだというふうに考えておりますが、先ほど申しあげましたように、年金からの特別徴収ができるというものがもう決まっております、年金が年額18万円以上で、介護保険料及びそれに後期高齢者医療保険料と合わせて、その年金額の半分以上なら、特別徴収というのは可能になってまいります。

それで、今、一般的な年金で言いますと、いわゆる老齢基礎年金というのが約70万円台であったというふうに思っております。そうしますと、その半額というところと約35万円ほど、となると年間35万円以下のものであれば、特別徴収はできるというふうに考えております。

先ほど申しあげましたように、一番の本則をいじるということになると、これはもうわかりませんが、本則をいじらなかった場合に7割軽減は残りますので、8.5割軽減と9割軽減の方々は、今まで年間4,000円であったものが、年間1万2,000円になるということは、3倍になるということではありますけれども、一般的な国民健康保険の保険税であるとか、いわゆる社会保険の保険料に比べると、まだそれほど負担はない。月額に直しますと1,000円程度のものでございますので、介護保険の保険料と合わせましても、十分引くことができるものであるというふうに思っています。

逆に言いますと、年金額がここまでなくて、生活が大変苦しいというような方々がいらっしやるとすれば、もはやそれは既に生活保護の範囲であろうかというふうに考えております。ですので、単純にこの問題だけでは、もちろん窓口での今の負担の問題等もありますので、必ずしもこれが、これだけの問題ではなく、大変だとは思いますが、徴収に限って言

えば、それほどの負担にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 大分、私が個人的に、そういった点でどうなるのかな、不安だなという部分があったんですが、今お聞きした中では、どういうふうにするのかということによっても違いますけれども、わかりました。

あともう一つ、心配されるといいますか、一般的に考えられているのは、高額医療の個人負担額の引き上げということで、例えばすぐにではないんですけども、外来の特例ですね、これがだんだん抑制されたり、最終的には、この建議でいけば、廃止をせよというような意見になっているんですけども、そういうふうになりますと、外来の特例が例えば廃止かかというような形になると、そうでないにしても、お医者さんに行くのを控えて、重症化になっていくという懸念があるんじゃないかということをおっしゃいますが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 実際にどの程度の上限になるかということも、ポイントではあるかというふうに思っています。現在の対象となる方につきましては、報道等で見ると限りでは、いわゆる現役並み課税というぐらいの所得のある方を中心に、この外来の上限等の引き上げを行っていくというふうに考えておりますので、現在の段階では、高齢者でありましても、現役並みの所得を持つ方に関しましては、それほどの大きな痛手ではないような感じはしております。一般所得者、それから今のところ住民税非課税のような、いわゆる低所得の高齢者に関しましての動向につきましては、どのようになっていくかというのは、大変大きな問題であるとは思いますが、現在の段階では、そこら辺についての方向が具体的には出ていませんが、余り上げないのではないかと感じはしております。ただ、それもわかりません。現在の段階では、国の施策の関係では、いわゆる現役並み世帯、それからあと中間所得のところ、所得が出ている方々を対象としておりますので、そう考えますと、現在の国保における前期高齢者との対比を考えますと、それほど極端な抑制にはならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

今、介護のほうでもそうですし、それから医療のほうでも、小まめに健診等も進めてもらっている中で、そういったことで、重症化になるんじゃないかというようなことの、これ実際にどういうふうに制度が確定するかによってあれなんですけど、やっぱり反対等も多いと思いますので、すぐにはならないと思いますが、今日確定したことではないので、細かく、どういうふうにするのかということをお聞きするということにはなりませんけど、大体概略がわかりましたので、来年度の予算等が、国でまた審議されるわけですけども、ある程度決まってくれば、それによって、また影響等もはっきりしてくると思いますので、そのときにはまたお聞きをしたいと思います。

続いて、天王の公営住宅の関係なんですけれども、今、課長のほうからお答えをいただいたんですが、やっぱり住民の皆さんから私もちょっと聞いたんです。駐車場の問題というのが、建設当時はそんなに、いろいろな法律の縛りとかあって、2台分を確保してつくるというふうにはいかないんですが、現在に至っては、この駐車場の問題というのはかなりありまして、皆さん、要望としてはあるということと、あと西側棟と東側棟があるんですけども、西側は玄関が道路側にあって、郵便屋さんなんか郵便物、例えば雪がうんと積もったりしたときに、表側まで回ってきてとか、出入りに等に非常に不便だというような声も聞きます。

それから、どうしても土地自体が狭小ですので、敷地に余裕がないものですから、窓をあけると、すぐ下が擁壁になっているというようなことで、何か物を落としても、下まで拾いに行かなければいけないというようなこともあるんですが、いずれにしても、法の縛りがあるって、すぐにはできないというようなことなんですけれども、お聞きしたいのは、こういった一戸建ての関係、今、若者とか、それから一般の関係の一戸建て、それから集合住宅もありますけれども、こういった村営住宅の形態だとか、いろいろなことに対しての需要動向と聞きますか、どんなふうな状況かというものの、概略を知りたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 需要動向ということでございますけれども、まず公営住宅につきましては、公営住宅の性質上、ある程度所得等の制限がある方が対象というような形になってまいりますし、それから特公賃——こぶし・かたくりにつきましては、それぞれ単身入居でもいいところ、それからご家族での入居でなければいけない条件、それからまた若者定住に限っては、また年齢制限、それから子供といった、いろいろな縛り、それぞれの住宅ごとに縛りというか、条件が課されております。

そういったことで、需要という部分につきましては、各それぞれ入居いただく希望者の方、

それぞれ立場、条件によって異なってまいりますので、特段、動向等の調査というようなものはしてございませんけれども、どの住宅につきましても、今回、若干、公営住宅に1つ、それから特公賃にも1つあきがございますけれども、それぞれ年度途中というようなこともございますけれども、総じて、それぞれ入居をいただいておりますので、それぞれの状況、立場の中で入居できる条件で、それなりに需要はあるのかなというふうに思っております。

それから、若者住宅に関して言いますと、この入居の希望につきましては、この一年、二年でございますけれども、1.5倍から2倍近い応募がございますので、若者定住のほうに限って言うと、希望者は多いなというところの認識はしているところでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 中心になるものといいますか、村としては、若者定住を進めていくということが一番、村全体のためにもなるんですけれども、先ほど出た要望、いろいろな要望があるということの中で1つ、一戸建てなんですけれども、例えば天王の中の一戸建ての社宅等々との比較ということになるのかなんですが、家賃面でそんなに大差ないというような声もあるんですけれども、天王の公営住宅の今の現状では、先ほど言ったように、ちょっと不便な部分がかかりあったりするということでは、敷地だとかいろいろな点で、ほかの一戸建てのほうと、やっぱり差がかかりあるようなふうに、普通は考えられるんじゃないかというようなふうに思うんですけれども、この辺について、さっき、あと四、五年で法律の縛りといいますか、そんな関係が解除になるのか、どうなるのかなんですが、当面は今の住宅を補修・改修して使っていくといいますか、そういったことかと思っておりますけれども、これはもう公共施設の総合管理計画ですか、それも策定しなければいけない、そういうのにも含まれる部分だと思っておりますが、当面は今のところ補修・改修して使っていくと。それで四、五年という縛りが、さっきあるということでしたけれども、そうすれば、そこでまた需要等を見て考えていくということは、そういう方針なのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 議員ご指摘の家賃の問題でございますけれども、この家賃につきましては、公営住宅等、それから特公賃、若者定住、村長申しましたとおり、それぞれの条件があって、それぞれ建設をさせていただいているというところでございまして、公営住宅につきましては、家賃というものが、もう法律上決まっております。ということで、若者定住の家賃は、格段に安い部分がございます。そのため需要もあるというような部分も、一

部分はあるかと思えます。

いずれにしても、法律的な部分で、それぞれ家賃等が決まっているということですので、古い公営住宅より若者住宅のほうが家賃が安いという方も、中にはいらっしゃることは事実ではございますけれども、いずれにしても、これは入居当時に入居の説明を行い、賃貸契約も法律にのっとって結んでいるところでございますので、この辺のところは、ご理解をいただきたいかなというふうに思っております。

それから、今後どうするかというところでございますけれども、公営住宅につきましては、内装のリフォームは、もう平成22年から28年に、今年ですけれども、全て内装のリフォーム、終了してございます。ただ、外壁、外装等については、まだリフォームをしていかなければいけない部分等もございますので、それにつきましては、今後、必要に応じて行う予定としているところでございます。

村といたしましては、入居者の皆様に、なるべく住みよい環境に配慮して、お住みいただきたいかなというふうに思っております。そういった中で、そういったリフォーム等もしつつ、いずれにしても、今後四、五年のところ、どうしていくかという部分を、検討はしていかなければならないかなというふうに思います。

いずれにしても、若者定住等の部分については、入居希望も多いところでございまして、まだまだこういった住宅の建設等については、需要がまだ見込める部分かなというふうには思っております。そういった部分もございまして、公営住宅の必要性等もございまして、この住宅を無くす、無くさないという部分もいろいろ検討しつつ、今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お答えをいただきましたので、先ほどちょっとお聞きした関係でいくと、今策定をしている公共施設の管理計画の中では、これについては、どんなふうになっているのでしょうか。特に触れていないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 公共施設管理計画の中では、今現在の住宅の状況、今後検討していかなければいけない課題等を記載してございます。今後の住宅のあり方につきましては、また管理計画とは別に、関係課で調整をしてきたというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君）　ここまで社会保障の費用の抑制と、それから天王の公営住宅について伺いました。最初の部分については、本当はもう少し知りたい部分というのが、皆さんあるかと思えますけれども、まだ確定ではない部分もありますし、行政のほうでも、はっきりした答えはいただけない部分はありますけれども、いずれにしても、こうした方向に進んでいくということが予想されます。

それから、今ちょっと申し上げたように、公共施設についてどうするかということも、国は計画を出せということでもあります。交付税やなんかも、ますます今後、削減方向になってくるんじゃないかというふうに思われます。ちょっと漠然としたことになってしまって、本当はもう少し深いところまでお聞きできればよかったです、また時期を見て、こういったことについては、また伺っていきたいと思いますが、いずれにしても、住民の皆さんの相談とか、実務上の対応については、親切丁寧に行っていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君）　3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は10時20分といたします。

それでは、休憩に入ります。

休憩　午前10時10分

再開　午前10時20分

○議長（尾岸健史君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君）　5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君）　5番、塚原義昭です。通告事項に基づきまして質問いたします。

質問事項 1 でございます。震災対策について伺います。

要旨 1、震災の想定と村の見解についてお願いします。

近年、全国的には想定外の大規模な地震が、頻繁に発生している現状があります。ことし 4 月には熊本、10 月には鳥取県で発生し、大きな被害となっています。

平成 27 年 3 月に県で示しております県地震被害想定調査報告書では、活断層である糸魚川—静岡構造線断層帯の地震、長野盆地西縁断層帯の地震、将来起こり得ると考えられている南海トラフ巨大地震等でも、当村での震度の想定がされています。今までに経験のない震度も報告されているところですが、これら想定される地震に対して、被害の軽減のための対策が必要になっていますが、どのように捉えているのか、見解を伺います。

要旨 2、地震に強い村づくりの現状と今後の重点施策について伺います。

災害予防計画では、地震に強い村づくりが計画されていますが、現状と今後の重点施策について伺います。

計画の一部を項目で整理しますと、土砂災害対策、住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設等、耐震性への考慮、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関、住民と一体となった効果的・効率的な地震対策の推進、災害時の応急体制の整備、情報伝達体制、避難誘導體制の整備の強化、住宅、建築物の耐震性確保・促進のための基準遵守の指導等々、多くの対策となっていますが、現状と今後の重点施策について伺います。

要旨 3 でございます。住民意識の喚起についてお願いします。

住民意識としては、まず自分の命は自分で守ることの心構えなり、住宅環境の点検整備なり、個人として取り組むべきことも多く、また次には共助への取り組みができる地域組織でありたいと思うわけで、そのためにも、防災に対する意識は常に高く持つ上にも、行政として、住民指導の今後について伺いたいと思います。

要旨 4 でございます。広域での対応策についてお願いします。

災害時にはどのような状況になるかわかりませんが、他行政からの支援を得なければならないこともありますし、逆に支援することもあると思いますが、広域での連携はとれているのでしょうか。

以上、1 の質問について答弁をお願いします。

質問 2 になりますが、地方交付税についてお尋ねします。

当村における歳入の約半分を占める交付税ですが、本年度の予算説明の折にも、国の出口

ベースで546万円、0.6%のマイナスとの説明がありました。この動向は、住民サービスにかかわってくるものと考えますし、注視すべき重要事項と考えます。

以下2点について伺います。

要旨1、国の方向性について、方針が示されていたら、内容についてお願いします。

要旨2、国勢調査における人口減が及ぼす交付税の影響について伺います。

昨年実施されました国勢調査では、日本の総人口も初めて減少となり、県下では人口減少に歯どめがかからない状況となっています。当村におきましても、5年前に比較して182人、6.1%の減となっています。普通交付税算定において、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を基本として算定されますが、この算定において、人口数値が基準財政需要額の個別・包括経費算定において重要数値となっています。今回の人口減少で今後どのように影響が出ると想定しているのか答弁をお願いします。

再質問については、自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 5番、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初の地震対策についてでございますが、平成27年3月、先ほど議員さんもおっしゃられた第3次長野県地震被害想定調査報告書、これによりますと、糸魚川一静岡構造線断層帯における地震におきましては、マグニチュード8.5、最大震度7、麻績村でも大きな被害が想定されておるわけでありまして、このほかにも影響する大きな地震が想定されているわけでありまして。

麻績村では、こうした地震に備えまして、関係機関と連携しつつ、防災計画の見直しを進めつつ、そしてまた、その対策を各部局で行っているということでございます。

具体的な内容につきましては、総務課長、振興課長、住民課長ほかから答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地方交付税の今後の方向についてというご質問でございます。

自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生を推進するには、安定的な税財政基盤が必要であるわけでありまして、実態は大変厳しい状況にあるわけでありまして。

地方交付税につきましては、平成29年度当初要求、これは現在でございますが、出口ベースで総額、前年比4.4%減となっているわけでありまして、算定基礎の見直しや、そしてま

た、今おっしゃられた人口減少に伴い、総額が減少傾向にあるわけであり。また、地方の税収、これにつきましても、ふえる要素、大変少ない状況にあるわけであり。

今後も引き続き知恵を絞った健全財政の堅持、こういったことに意を配していく必要がある、そう思っております。何とぞご理解、ご協力を賜りたいと思います。

ご質問、細部にわたっておりますので、総務課長から答えさせていただきたいと思っております。
以上であります。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから補足させていただきたいと思っております。

まず、1点目の震災対策でございます。地震の想定と村の見解の部分でございます。

国の地震調査研究推進本部では、平成27年の4月に、活断層の関係で、関東地域の活断層の長期の評価が発表されております。その中では、糸魚川―静岡構造線を新たに4つに区分しまして、当村と関係のあります中北部地域、安曇野市から茅野市では、マグニチュード7.6程度の地震の確率が、13から30%で発生するとされております。

また、長野盆地西縁断層帯では、従来の断層を南に延長しまして、麻績区間、千曲市から筑北村までの約15キロが新たに追加されまして、マグニチュード6.8程度の地震が想定をされておるところでございます。

また、先ほどもございました第3次長野県地震被害想定調査報告書におきましても、糸魚川―静岡構造線断層帯におきましては、多くの家屋被害、また死傷者、避難者、ライフラインの影響が想定をされておるところでございます。

また、そのほかにも、長野盆地西縁断層帯、南海トラフ地震、東海地震等で震度5以上が想定をされておるところです。

近年の麻績村での大きな地震と申しますと、平成26年の11月の長野県北部地震であります。震度4ということで、若干の被害はございましたけれども、幸い大きな被害はなかったところでございますが、麻績村としましては、関係機関と連携しながら、防災計画の見直し、また防災訓練、災害時の対応等、住民を交えながら、今後検討を進めてまいらなければいけないと考えておるところでございます。

2点目の地震に強い村づくりの現状の部分で、総務課関係でございますけれども、総務課関係、庁舎及び役場関係施設の合同避難訓練を、今現在実施しておりますけれども、現在、松本広域消防局と連携しながら訓練のあり方を見直しまして、実態に即した形での避難訓練を来年度、予定をしておるところでございます。

また、公共施設の耐震化につきましては、現在、公共施設台帳を策定中でございます。そんな中で、設置年度、改修された年度等、再度確認しまして、今現在、整理をしておりますが、新基準、昭和56年度基準以降で建設されたもの、耐震補強済みの建物、未改修の建物等の区分によりまして、現在、整理をしておるところでございます。

災害の応急対策といたしましては、麻績村防災計画につきましては、平成10年に策定をいたしまして、平成26年に一部改訂をしているところでございますけれども、先ほどの国・県の被害想定の見直し、また村としても、再度検討しなければならない事項もありますので、平成29年度より、見直しについて検討をしてみたいというふうに予定をしておるところでございます。

住民意識の喚起の関係でございます。

村内の自主防災組織につきましては、現在、21地区で設置いただきまして、設置率84%というような状況でございます。現在、2地区につきましては、計画の策定中でございます。その2地区が組織されますと、あと残り2地区というような状況でございますので、引き続き推進に向けて、麻績消防署、消防団と連携を図りながら進めてまいりたいと。

また、地域の自主防災訓練におきましても、麻績消防署、消防団等のご協力をいただきながら進めておるといような状況でございます。

また、本年より村内全地区で防災訓練を実施したいということで、本年度、和合下田区、叶里高畑の2区にご協力いただきまして訓練を実施したところでございますけれども、今後毎年5地区程度を予定してまいりたいと。おおむね全地区が終了した時点で、全村的な訓練が実施できればというふうに、今現在考えておるところでございます。

また、広域での連携でございます。

広域での対応につきましては、長野県の消防相互応援協定など相互応援に関するもの、医療救護に関するもの、福祉避難所に関するもの等、そのほかライフラインに関するものなど、8つの協定が結ばれております。災害発生時の対応について、その中で定めておりますけれども、また防災計画の中では、大規模災害時に市町村だけでは対応できない場合には、県の現地機関に応援を求めるといようなこともされておりますし、先ごろ県の現地機関の組織改定の説明会がありましたけれども、その中の地域課題でも、大規模地震対策というものが地域課題としてうたわれておりますので、引き続き連携を深めてまいりたいといようなことでございます。

交付税についてでございます。

交付税総額につきましては、麻績村としては、ほぼ横ばいに推移をしているところでございます。ただ、臨時財政対策債については、若干減少傾向というところで来ておるところでございます。

平成29年度の動向につきましては、平成28年の8月に、29年度の地方財政の課題が総務省から発表されまして、28年の11月29日には、平成29年度予算の基本方針が閣議決定をされておるところでございます。

平成29年の地方財政の課題では、地方の人口減少や少子高齢化など、構造的な課題に対応するため、住民に身近なサービスを担う地方公共団体が、中長期的観点から、安定的な税財源の確保を掲げておりますが、財務省では、地方自治体全体の地方財政計画が課題だとしまして、総務省に見直しを求めているとの報道発表も出てきております。

国の方針としましては、毎年2月に地方財政計画の発表がございますが、その前に県レベルでの説明会、また税収の関係の説明会も2月に予定をされておまして、まだ不透明な部分はございますが、今後も情報収集に努めてまいりたいという所存でございます。

国勢調査による人口の減少の関係でございます。

平成28年度の普通交付税額は12億5,477万2,000円ということで、昨年に比べ113万円の増額になっておりますけれども、臨時財政対策債を含めました総額では、昨年より943万2,000円の減額というような状況でございます。

麻績村の人口も、179人の減少と国調べベースではなっておりますけれども、交付税の算定に当たりましては、平成27年度より人口減少等特別対策事業が創設されております。そんな中で、27年、28年とも9,000万ほどの増額をいただいております。この特例措置が廃止となった場合には、その部分が減額されるというようなものも予測されておるところでございます。

また、平成28年を22年の国調人口で算定した場合の概略ですけれども、おおむね2,000万ぐらいの差が出るんじゃないかなというようなことも想定されておりますので、今後、厳しい財政運営が予想されるというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（宮下利秀君） 申しわけありません、先ほどの普通交付税と臨時財政対策債の関係の減額ですけれども、943万2,000円と申しましたけれども、すみません、1,943万2,000円の減額ということで訂正をさせていただきます。よろしく願いします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、地震対策についての部分でございますけれども、地震に強い村づくりの現状と今後の重点施策というところの、振興課関係について述べさせていただきますというふうに思います。

まず、ご指摘のあります土砂災害対策でございますけれども、これにつきましては、砂防事業ということでございまして、犀川砂防事務所と連携をして、必要に応じて予防等をしてまいりたいというふうに思っております。

砂防事業につきましては、村の中、予算が措置されての話でございますけれども、順次行っているところでございます。引き続き要望を上げて、安全・安心のために努力していきたいというふうに思っております。

それから、ため池等でございますけれども、ため池等につきましては、平成25年に危険度の一斉点検を行っております。改修が必要とされたため池のうち、水を現在ためていないため池を除きますと、10の池がございます。これにつきましては、県の事業を取り入れながら、危険度の高いものから順次、改修を現在行っているところでございます。予算確保に向けて、引き続き県のほうへは要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、上下水道の施設等につきましては、施設につきましては昭和56年以降の施設でございますので、現在の状況でいきますと、今のところ断層等の部分のことはございますけれども、基本的には耐震という形をとっております。

それから、木造住宅の耐震化等でございます。昭和56年の5月以前に建てられた木造の戸建ての住宅については、現在、耐震診断を行っていただいて、その後、耐震補強というような工事に進んでもらっているわけでございますけれども、現状、年間5戸数の予算をとって、現在進めているところでございます。

耐震診断につきましては、診断の経費が1戸6万4,000円でございますけれども、これにつきましては、国が2分の1、県と村が4分の1ずつということで、自己負担がなくて耐震診断のほうは行えることとなっております。

村では、平成20年の3月に麻績村耐震改修促進計画というものを策定しております。この計画策定時の資料によりますと、ちょっと年数が古くて恐縮ですが、平成15年の住宅土地統計調査において、村内の住宅数が1,050戸あります。昭和56年以前に建築された住宅、すなわち耐震化が必要な住宅でございますけれども、704戸ということで、全体の67%を占めて

いるということになっております。

村では、平成18年からこの耐震診断を行っておりまして、現在までに83戸が耐震診断を行っております。ただ、耐震診断を行って、その後、耐震改修を行ったという部分が、18年から数えて5戸でございますので、そういった部分でいきますと、診断までをしたのみというような部分であろうかというふうに思っております。

今後でございますけれども、この耐震の部分につきましては、今後も引き続き県と連携協力しながら、耐震補強が進むように支援をしてまいりたいというふうに思っております。ことし11月3日には、この筑北北部の2村を対象に、耐震化の相談会を、県の地方事務所のほうから見えて開催をしております。そういった部分で、県と連携しつつ、基準等については専門的な部分のことがございますので、連携をしつつ、今後も進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、震災対策について、住民課関連について補足説明をさせていただきます。

住民意識の喚起及び地震に強い村づくりの現状と今後の重点施策というようなことに関係してくるわけですが、現在、住民課を中心に、村内各地区での「災害時住民支え合いマップ」作成を進めております。

「災害時住民支え合いマップ」は、災害の避難時に支援が必要な要配慮者・支援者、社会資源等を表記した地図で、被災直後、住民相互の中で組織された中で、救助、それからあと、しばらくの避難所の運営をしていただくために必要なものです。これはまた、あわせて平時の見守りにも活用されるものであります。

麻績村の取り組みといたしましては、平成27年度にモデル地区1カ所を選定いたしまして、作成を実施して、方向を定めてきたところでございます。平成28年度からは、全地区のほうに策定をお願いしておりまして、現在3地区が策定中、あと1地区が策定するかどうかの検討に入っております。これにつきましても、順次、村内全域で最終的には策定をしていただく予定でございます。

それで、マップの作成のための説明及び作成推進のための説明を通じまして、災害に対して地区はどうあるべきかといったようなことを、住民の皆様方にも考えていただくと同時に、あわせて、災害というものは、どういうふうなものなのかというようなことについての

意識喚起を行ってまいりたいというふうに思って、進めております。

続きまして、4番の広域での対応ですが、松本広域圏3市5村では、大規模災害時の災害医療のために、3市5村災害時医療連携協議会を設置し、平成25年8月には、松本広域圏災害時医療連携指針を策定しております。これに基づきまして、医療資源の少ない5村の支援を含めた体制整備が、広域としても進められてきているところでございます。

災害時の医療救護支援を行う、いわゆるペア病院と言われている病院——麻績村は現在、相沢病院でございますが、定めたり、それからあと医療チーム派遣協定、それからあと松塩筑木曾老人福祉施設組合と福祉避難所設置運営協定等の締結も、この指針に従い、実施してきたところでございます。

また、この協議会設置当時から、年1回、電話による伝達訓練を広域で実施してきましたが、伝達訓練だけでは、実際のときに余り役に立たないのではないかとということで、医療救護所の開設運営について、医療資源全体の連携を図るために、3市5村合同で、本年9月4日に全体的な訓練が大規模に実施されたところでございます。

広域で実施した内容といたしますのは、松本広域災害医療コーディネートチームを編成しまして、各市村で実施の訓練にあわせ、医療救護活動の調整を行う、つまりドクターヘリやDMATなどの手配につきまして、いわゆる優先順位をコーディネートチームで決めながら、各市村との対応を行っていくというものでございます。

麻績村もこの日、医療救護所開設訓練に当然参加いたしまして、防災計画で定められた救護所であります筑北中学校で実施をしたところでございます。麻績村の中でも、広域で実施をするということで、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会という3師会の協力、それから村内でも、消防団を初めとしまして、日赤の奉仕団等を初め、さまざまところからの参加を得て実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） たくさんの現状を報告いただきまして、ありがとうございます。

着実に震災対策に向けて進んでいるということは、一応、方向づけは理解しましたが、地震に強い村づくり中心に再質問させていただきますので、お願いします。

先ほど振興課長からも答弁いただきました、住宅の耐震化という面で、昭和56年以前の住宅で耐震化が必要な戸数が、600から700戸近くあるという判断になるかと思いますが、住民の命なり財産を守る中では、そこら辺を中心に対策を練らなければいけない。これは行

政も個人もそうでございますが、そういう中で、実質、診断は進んでも、耐震化が進んでいないというのが実態だというふうに思うわけでございまして、そこら辺の耐震化が進まないというような要因は、どこら辺にあるかという、そこら辺の判断を、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 耐震化が進まない理由でございますけれども、県の資料によりますと、長野県内で行われた耐震補強の工事費でございますけれども、平均が175万円かかるということでございます。全体の40%が150万以下で補強が進んでいるということで、耐震化の改修工事を行う際の助成制度につきましては、120万が限度額となっておりますので、そういった部分で、費用的な部分が大きかかるといふことかなというふうに思っております。

限度額120万でございますけれども、この120万のうち国が11.5%、それから県と村が各19.25%を負担するというので、国・県・村で50%を負担します。残り50%が所有者の負担ということでございますので、助成限度額が120万でございますから、最低でも60万の費用を持たなければいけない。なおかつ、この120万で済まないということでございますので、実際にはそれ以上、100万近くかかるということになってくるかなというふうに思います。

そういった部分で、多額の費用が発生するというので耐震化が進んでいないかなという状況ではないかなと思います。

県のほうでアンケートをとったところ、一番はお金がかかるからというところ、それから改修をしても、その次に住んでいただく後継者がいないからという理由、それから全員が持ち家ということではございませんので、集合住宅や借家に住んでいるということで、自分では判断できないというような回答、それから金銭ということではなくて、住みながらの工事ということで、それについては、なかなか生活をしながらというのは大変だからといった、そういった理由があるようでございます。

いずれにいたしましても、どうしても必要だということの意識が不足をしているのかなという部分ではございますけれども、そういったことについては、住民のほうへ、なるべく喚起を行って、啓発をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 答弁いただきまして、一番は、やっぱり改修費がかかるということで進まないというのが、一般的に言われておるわけですが、このことについては、国・県なり

市町村で、耐震化改修促進事業によって改修をしていただいているわけですが、さらには改修を促進するという意味で、村の助成措置というものの見直し等は、今後の検討の中でできないかどうかということですが、そこら辺をする中で、耐震化に向けて促進を図るということの考え方は、村として、現状の中でどう判断していくか、ひとつ考え方をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それぞれ個人のお宅の耐震化、大変重要なことであるわけですが、基本的には個人で考えていただくということでありまして、それで、今、課長が申し上げた金額、約100万前後の金が高い、それから命を守るにしてはどうかと、そんな判断を、ぜひそれぞれの個人でしていただきたいなど、こう思っているわけです。

それで、今、村独自で約2割近くの補助金を出しているわけですが、その上にさらに上乗せというご提案でございますが、実は地震対策につきましては、村はもっと先にすべきことがあるわけですね。いわゆる村の公共施設ですね。災害が起きたときに避難をしていただくような、公的な施設、こういった施設を、まずどうしていくかということが、まず行政でやるべきこと。

それから、個々のお宅につきましては、いろいろな制度を活用して、個々で考えていただく。こういったことになるのではないかなと、こう思っております。ですから、今、議員提案の個人のお宅までという考え方は、まだ現時点では非常に難しいのではないかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 村としても、やるべきことが非常に幾つもあって、選択としては、まだそこまで行っていないというところの判断になるわけですが、村民の命という面を捉えていただいて、ぜひそこら辺も、今後力を入れなければいけないというところの一つに加えていただきたい、このように思います。

それから、次になりますけれども、地域防災組織につきましては、先ほど、ほぼ確立されてきたということで、地域における助け合いマップですか、そういうものも準備されておるということですが、これは具体的な活動計画まで行っているかどうかということ、これからだというような捉え方だと思いますが、今後、これは待ってられないような気がするわけで、早急に具体的な活動、地域組織としての活動計画などの策定についての働

きかけ、または、こういう計画が必要ではないかなというところについての指導は、どんな方向でやっていくか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 地域への働きかけでございますけれども、毎年4月の区長会がありますので、その際も計画をしておりますし、先ほど申し上げましたけれども、毎年、5地区程度の防災訓練を実施してまいりたいという中で、昨年も和合下田区、叶里高畑区で実施した段階で、他の地域の方も見学に来ていただいたというようなこともございます。

また、自主防災組織自体での防災訓練をやっている地区も、中にはございますので、そんなような部分も、消防署と連携をする中で推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 防災訓練なり区長会なりということですが、具体的に地区の中へ入っていないと、こういうものは進んでいかないと思いますが、後ほどそこら辺の考え方も聞きたいと思いますので、この段階では次の質問にさせていただきます。

防災マップでは、避難施設として5カ所設定されております。避難所の耐震対策については、進めているということで理解しておりますが、完全な施設にするには、耐震化が図られる時期ですね、いつごろまでには完全な施設にしたいというような、当面の目標がありましたら答弁をいただきたいと思います。

それからもう1点は、各地区にある公民館でございますが、耐震化施設として整っていない公民館もあるわけでございますが、今後、地元の施設として、一避難場所として活用も考える方向性があるのかどうか、そこら辺もあわせて、考え方を答弁いただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難所の5カ所でございますが、3カ所につきましては、既に昭和56年以後の建設でございますので、耐震化は新基準を満たしておると。また、2カ所につきましては、今後、整備に向けて、今現在検討中でございます。

また、地区の公民館でございますけれども、先ほどの防災計画の見直しの中で、一時避難所として地区の公民館をうたっていかなければというような形でありまして、防災計画の見直しというようなものも考えておるわけでございます。

地域の防災拠点と想定されます地区の公民館の中で、昭和56年以前の建設の地区公民館は、昭和52年が2カ所、53年が1カ所、54年が1カ所、55年が1カ所という形で、今後、耐震

補強の整備に対する支援の検討も、進めてまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 具体的に、とりあえず避難所の5カ所のうちの2カ所ですか、そこら辺は緊急性が高いというふうに理解するわけですが、今進めていることは十分理解しておりますが、年度的にある程度目標年度を定めないと、そっちへ向かっていかないというような感じもするわけですが、そこら辺の具体的なものは、まだ今後検討ということになるのか、もう一回答弁をお願いします。

それから、今の公民館について、補助制度を策定しながら何とか耐震化したいということで、このことについては、ぜひそんなことで、地域の皆さんも当然、自分たちの施設ですので、責任もあるかと思っておりますので、一緒に進めなければいけない事項だと思っておりますので、そこら辺は考え方として、ぜひそんなことで進めていただければというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難所の関係でございますけれども、早急に改修をしなければいけないというようなことで考えておりますが、今後、関係課と連絡をとりながら、検討を進めてまいりたいというところでございます。

また、地区の公民館につきましては、まず耐震診断を試みたいという区もございまして、耐震診断するには、防災計画の中にうたっていないと、なかなかできない部分もありますので、その計画の改修も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） できるだけ早い時点で方向性を出していただければと、このように思っております。

続きまして、震災時に、震災情報をいかに早く収集するかということが大切だということでは言われていることとございますし、先般の地方事務所長からの話の中でも、情報収集が一つのキーワードになるという説明をしておりました。

行政からの情報発信という面では、防災無線があるわけとございますが、地区からの情報収集という面では、いろいろな事態が想定されるわけですが、どのような方法で情報収集をしていくかと。そこら辺の考え方を、まずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 情報収集につきましては、村としても課題の一つでございます。

現在、防災無線がございますけれども、その無線につきましても、今後、改修をしなければいけないという年度が迫ってきておりますので、それもあわせて、検討をしてみたいというところがございます。

また、職員の情報収集の関係でございますけれども、今現在、職員49名おまして、4キロ以内、歩いて1時間以内に集まれるという職員が、現在36名ございます。国交省の基準でいきますと、この6割が集まれるんじゃないかというような想定をされておりますので、職員数、絶対数が足りてこないというような状況もございます。そんな中で今後、人員不足をどうやって補って情報収集をしていくかということも、課題の一つではございます。

それと、先ほどの松本地方事務所との連携というようなこともございます。県の新たな地域振興局の中では、地域横断的な課題等について、県と市町村が一緒に取り組んでいくというような中で、その中の2項目めに、大規模地震対策、発災時の応急対策活動というような形で、その中には市町村支援体制の確立、派遣職員のルール化などもうたわれておりますので、今後、振興局ができてくれば、そんなことも協議の場が上がってくるのではないかなというところで、期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今、課題も申されておりましたけれども、情報収集の仕方、いろいろ無線等の対応等もあろうかというふうに思いますが、情報を収集する中では、電話の不通ということもあろうかと思っておりますので、そんなところも考えながらお願いしたいと思っておりますけれども。

今の職員の不足というところから、震災なり災害に弱い行政と、一般的にはどうも言われているようでございますので、そうならないように、万全な体制、準備を図っていただきたいというふうに思いますが、そういう面で、危機管理体制の面で、一つお聞きしたいというふうに思いますが、今も情報収集に職員が当たるということになるわけですが、地区の担当制なり、または地区のふだんの災害対策の指導等をする上にも、地区と職員との密接な関係というものを築く必要があるのではないかと。そういう中で、地区の住民も安心して行けるという取り組み、そんな考え方は、一つにはあるかないか、そんな体制にしたほうがいいじゃないかというような感じを受けるわけでございますが、考え方がありましたらお願いしたいと思っております。

それから、職員のスキルアップという面で、被災地へ職員の派遣なり調査をする中で、危機管理体制への参考にしていく必要があるのではないかと、このように考えるわけでございますが、そこら辺の考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員から今、いろいろなことを言われているわけでありますが、まず職員の地区の担当制という考え方ですね。実はこれ災害時といいますか、非常時のときには、これは非常に難しいわけでありまして。役場機能として機能していくための人員を、まずどう確保していくかということなんですね。ですから、これはまず役場に集まっていただいて、そして外部との調整ですね、例えば救助隊でありますとか、具体的に言えば自衛隊とか、そういった対応とか、それから具体的に復旧の計画をどうしていくかと、そういった本部としての機能を維持するのが非常に難しくなってくる。まずそこが中心であるということでありまして。

そんなことから、今それぞれの地区へ行ったり、あるいは区長さん方にお話しさせていただいているのは、災害が発生しても、最初の段階は、まず誰も行けないんですよ。ですから、村も行けない、消防署も行けない、それから広域からの支援とか、そういったものは一切行けないんですよ。まず最初、命をつないでいく、あるいは一日、二日を過ごしていくのは、地域として考えてほしい。ですから、それが地域の防災組織なんです。そのために地域防災組織をしっかりしてほしいと。これをまずお願いしているんですね。

それで、今、各地で災害が起きているわけでありまして、地域が、白馬もそうでありまして、白馬の奇跡とも言われているんですが、こういうのを見ても、最初の段階はどこも行けないわけですね。それぞれ地域としてどう対応したかということによって、その地域は救われるわけでありまして、これからは、どうしてもそういった形をとらざるを得ないということでありまして。でございますから、今の具体的なご質問でありまして、災害時に備えての地区担当制というのは、これは非常に難しいというふうに思っております。

それから、職員のスキルアップということで、いろいろな研修にということでありまして、これにつきましても、それぞれ機会を捉えてやっております。それから、時には抜き打ちで非常招集訓練、こういったのを今やっているわけでございますし、それから、具体的な作業ですね、支え合いマップの作成、こういったことにつきましても、職員が出向いて行って指導すると。指導するには、それだけの知識を身につけなければいけないと、こんなこともあるわけでありまして、それから、ことしも県、あるいは病院、こういったところと連携をして

やった訓練、これらについても、職員も入り込んで研修をさせているということでございます。

いずれにしても、非常の際には、役場職員が中心となってやっていかなければいけないと、こんな思いでこれからも進めていきたいと、こう思っております。でございますから、地域は地域として、住民は住民として、すべきことはしてほしいと、こんなことで、これからも話し合いをさせていただきたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） しっかり地区との連携はとらなければいけないかというふうに思いますが、いずれにしても、危機管理体制は住民の命に直結することだというふうに思いますので、やっぱり綿密な計画を立てていただくということが必要ではないかと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

交付税関係について再質問させていただきますが、先ほど人口減に対するの措置についての話もあったわけですが、当面、自治体に対して、急激に交付金が減少ということになりますと、行政サービスに支障が出るというようなこと、教育・福祉等に支障が出るということで、影響ないような配分をしているかと思いますが、先ほど話がありましたとおり、5年ぐらいかけて実態の数値で算定していくというような情報も得ておりますが、そうなったときには、ある程度収入が減るわけですが、しかし、行政サービスはどうかという面では、内部的には行政改革というものが必要になってくるのではないかなというふうに考えますが、そこら辺の考え方は、どのように考えているか、ちょっと現時点での答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 議員おっしゃるとおり、今後の交付税につきましては、ちょっと予断を許さないような状況にはなってきておるところでございます。

また、今後ですが、また大規模な支出、事業等も予定をされておりました、基金等も積み立てておるところでございます。

そんな中でも、現在、職員数につきましても、類似団体よりも10人ほど少ない人数で運営しておるというような状況もございますので、そんな中で、再度、事業等を見直す中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 交付税関係で、もう1点、総務省の資料によりますと、本年度から各自治体への交付税の配分の考え方、それから内訳の詳細なり経年経過について、今、盛んに言われております、見える化に努めるというふうに言っておりますけれども、実態はどうかということですが。そういう面では、見える化になると、不透明部分が多い多いといつも言われるんですけども、見える化になると、当然、交付税の精度というものは高まってくるだろうと、こんなふうに思うわけですが、そこら辺は、平成28年度からというような報告をいただいておりますが、実態はどのようになっているかお願いをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 平成28年度につきましては、特に、今までとそんなに変わらないというような実感でおります。平成29年度以降につきましては、2月に地方財政計画等が発表になりますので、ちょっとその状況も注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） いずれにしても、不透明な部分があろうかと思っておりますけれども、地域創生には、かなり予算枠を拡大したりしておるわけですが、地方財政の安定財源としては、交付税ということになるかと思っておりますので、ぜひそういうことで、地方が衰退しないような方向に向かっていただければと。そして、ある程度精度が高まるということになりますと、その分、行政サービスに生かされることを要望しまして、質問を終わりとします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田昶でございます。

質問の内容は、最近、国の法律に動きがありました無年金救済法ほかについて、それから、

教育に関する事、村の総合戦略の実施状況について質問いたします。

無年金救済法が成立しました。年金を受け取るのに必要な期間が短縮されました。高齢者が多い村として、対象者の把握ほか、支援はどのように対応するか。

また、昨年5月に施行されました空家対策特別措置法に基づく空家対策総合支援事業について、どんなスタンスでいるのか。

加えて、財政法、介護保険制度改革初め、膨らむ国の借金の歯どめ策を憲法の中に決めようとする動きまであります。国の財政規律に対応しようとしています。村としては、この問題について、いかに対応していくのか。

あわせて、教育について、村の総合戦略について、現在の取り組み状況と村長のお考えをお聞きしたいと思います。

質問は通告のとおりでありますので、自席にて一問一答方式でお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、初めに、無年金の人を救済するための、年金を受け取るのに必要な加入期間が、受給資格期間というか、それが短縮されて、25年から10年になります。これについては、来年の2月ごろに、対象者に年金機構から書類が送られてくるようですが、対象が高齢者です。それから目の悪い方もいるかと思ひますし、書類が正しく理解できない人もいますので、資格があるのにもらえないとか、もうちょっと努力すればもらえるとか、そういうようなことに対する支援体制を、どんなふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、無年金救済法に対する村の取り組み方について申し上げさせていただきます。

今、議員のおっしゃられるとおり、年金受給に必要な加入期間を、現行の25年から10年に短縮する法案ということで、改正年金機能強化法という名前なのですが、来年10月から新たに給付が開始され、実際に支給される年金額につきましては、加入期間10年で、月額1万6,000円になるというようなものでございます。

これについてですが、現在、村は、年金制度に関しましては、一切の加入記録を持っておりません。これは過去、村が国民年金の事務を所轄したことがございまして、移管されていたことがありまして、直接、加入記録等を持っていたものですから、直接、管掌等もできたわけですが、現在は全く資料がありませんので、これに対しての広報は、一般的な広報にと

どまるかというふうに思っています。

ただ、先ほどおっしゃられたように、今、個人からの相談があれば、当然それに対しては丁寧に対応するつもりですし、あと年金事務所等へつなげるということは実施していきたいというふうに思っています。

現在のところ、一番課題になるかなと思っているのは、現在の生活保護受給対象者で、この部分により、今後の認定が左右されるのではないかなという方々の状況ですが、現在、村の中で内部の洗い出しをした限りでは、この法案ができて、現在の生活保護対象者に対して、生活保護が打ち切られる等の変動がある方というのは想定されません。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） さっきの質問者にもありましたように、介護保険ほか、保険がだんだん、応分の分担をするというふうになって、大変厳しくなりますね。

それから、もらえるのにももらわないとか、村税の徴収やいろいろにつきましてもそうかと思うんですけども、困ったときには、まず役場に電話して、それに答えていただきたいということは、前々から質問いたしましたので、それには答えていただけるということでございますけれども、近ごろ非常にみんなが働くようになりまして、国民年金の徴収に対しても、なかなか、節目になるとすると、どうするかというふうなことも考えながら、その努力度がどの辺にあらわれているかという部分が考えられます。

そんなことから、60歳前後から65歳までの人だと思いますけれども、期間ぎりぎりの人というのは、年代的に見たりいろいろすると、ある程度年代層的に見たり、それから過去にそういう対象者というのは、現在もらっている人は問題ないわけですので、そういうふうに考えたときに、ある程度絞られるかなというふうにも考えられますので、ぜひ、親切とか、それなりの情報を出していただけるような方法は、あるかないかなんです。なぜかという、特例扱いの時限立法もありますし、それから今、国民年金を納めようとしているけれども、半分諦める、どうしようか、滞納しちゃおうかなというような人もあるんじゃないかなと思うものですから、ぜひこの部分については、本当に、こういう高齢者の多いところでは、思っているよりは影響が大きいと思いますので、ぜひそんなことを踏まえて、姿勢としてやっていただきたいと思うんですけども、これはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃられることは、大変ごもつともなことではございます

し、個人の方からのご相談をいただいたときには、本当に丁寧にご対応させてもらいたいと思っています。

ただ、現在、法制度が変わりまして、いわゆる加入記録が一切村になく、徴収も村で現在行っているものではありません。ですので、この部分について、村は何ら資料がございませんので、直接対応することは、やはり難しいというふうに思っています。

ですので、やはり必要があれば相談をしてくださいというのと、もう一つは、相談をいただいたところで、一旦、村で整理をして、きちんと年金事務所のほうへお繋ぎをするというのが、一番の姿勢の根幹であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 以前は国民年金を村で対応したところがあるけれども、年金機構のほうへ移りまして、非常に年金に対しては問題が多くて、引き継ぎとか、それからどこに責任があるとか、非常に問題が多かったかと思っておりますので、せっかくいいチャンスでございますので、この問題を村民全部が知っていただきながら、お互いに協力し合うというか、今もらっている人は当たり前ですし、今もらっていないけれども、勤めたことがあるよとか、いろいろの部分で踏まえて、麻績村はぜひその部分で、一歩進むような形をとっていただければありがたいと思ひまして、今回も質問しているわけでございますので、ぜひその趣旨を理解していただいて、社協とか異論はあるかと思ひますけれども、話の中で、年金を現在もっていない人もあるかもしれませんけれども、10年では1万6,000円ですし、20年になると3万2,000円、25年になると、今もう25年があれですけども、4万円、40年となると6万5,000円がいただけるようですので、ここで頑張れば、何らかの形で年金は、当然のことながら一生涯、生きての間はできますので、ぜひそんなことを、情報発信と働きかけ、それからあらゆるいろいろの組織でも、この部分があるということを村民に伝えていただくことをお願いしたいと思います。

次に、空き家の増加を受けて施行されました空家対策特別措置法の空家対策総合支援事業についての対応をお聞きしたいと思います。

空き家対策、計画をまとめてからでないと、この補助が受けられないようですけれども、現在この部分、どんな形になっているのかお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 空家対策特別措置法でございます。

平成27年2月26日付でこの空家対策の推進に関する特別措置法が施行されております。関連の規定が平成27年5月26日付ということでございますけれども。

この特別措置法でございますけれども、背景としましては、全国的に適切な管理が行われていない空き家等について、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしておりまして、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全と空き家等の活用のために施行されたということでございます。

問題となっています空き家等でございますけれども、この法律の第2条第2項中にあります「特定空き家等」という部分のことが問題であるというふうに思っております。

この「特定空き家等」という部分につきましては、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている建物という位置づけということで、こういった、もうすぐ危険であるという建物についてどうしていくか、一番対応をしていかなければいけないというようなところだと思っております。

村としましては、村内に空き家等、それぞれあるわけでございますけれども、使えるところにつきましては、村外から移住をそれぞれされている方もいらっしゃいますし、それから村の空き家バンク等に登録をされて、村のほうでも仲介等をしているところでございまして、麻績村全体では、空き家の活用は進んでいるのではないかなというふうに思っております。

現在、差し当たって「特定空き家等」に該当する建物という部分については、当面、特に目立ってあるというふうには認識をしていないところでございます。

議員さんおっしゃられるとおり、空家対策計画というのを策定しないと先へ進んでいけないということでございますけれども、今後その部分につきましては、検討していかなければいけないという部分でございますので、いずれにしましても、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 特に現在のところ、緊急でない状態ならいいわけですがけれども、先ほど課長からも説明いただきましたけれども、適切な管理がされずに倒壊のおそれがある空き家を「特定空き家」といまして、所有者に助言、勧告、命令もできるようですし、特別には行政代執行までできるようですね。これについて、空き家対策については、リフォーム減税とか耐震、省エネ化、バリアフリー化でもって活用制度、補助制度もあるようですがけれども、

事業規模が2,000万を超えるというようにハードルが高いようですし、計画が必要ですよというようにありますが、聞くところによると、別荘やいろいろについても、空き家としてのいろいろな対応も、一部可能のようです。ですから、せっかくの機会ですので、ぜひ、補助をいただいて、それなりに対応ができるものがあるならば、ぜひ見落としたりいろいろすることなく活用していただいて、これからは厳しくなる財政でございますので、ぜひ使っただけならば、そんな形を思います。

ただ、長野県下では、新聞報道を見ますと、非常に使いにくくて、なかなか難しいという報道があることも知っておりますけれども、ぜひそんなことをお願いいたします。

次に、財政法の関係です。

地方財政計画についてお聞きしたいと思うんですが、予算・決算については財政法で決まっています。28年度末では国の借金が1,100兆円を超えるようですし、将来にこれ以上借金を残さないということになっているようですが、いかに安定するか、歯どめ策が考えられていますね。特に社会保障制度とかいろいろについては、大変だと思います。

そんなことで、財政法に対する、いろいろ厳しくなることに対しての長期的ないろいろな計画なり考え方は、どんな形でやっておられるのか。先ほど2名の方の社会保障制度や地震対策やいろいろなことでもってお聞きしましたけれども、長期的に見た場合、どんな形を考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 地方財政計画につきましては、地方財政法の第7条におきまして、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込みを書類で提示というような形で決まっております。

この計画におきましては、毎年2月に公表されまして、税收の関係も、また別途に県から説明会があるというようなことでございます。その前段で、1月には都道府県から概略の説明があるというような状況の中で、毎年いろいろな部分が変わってきますので、特にこれということは、ちょっと言えないわけでございますが、毎年公表するものを注視しながら、また情報収集する中で、計画を進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 当然のことながら、これからは厳しくなりますし、人が減ってくるわけでございますから、増えていく、右肩上がりでないのはわかっていますので、それなりの

ことを理解しながら、自分たち村民ができることを、できるだけしながら、地域を活性化させ、介護保険や健康保険の支出が少なくなることがあったら、それはすばらしいことだと思うわけですね。

そんなことで、健康長寿というか、私の一番最初の質問はそうだったんですけども、健康長寿を目指すようなこと、それから村長からも言われましたけれども、「ぴんぴんころり」となるような、そんな施策を進めることを、ぜひ、なお進めていただきたいと思うんです。

そんなことも踏まえて、先日本聞きしましたけれども、各地区の公民館に対する補助制度の関係なんですけれども、椅子やいろいろの関係につきまして、今年度変えていただきました、畳だけでなく、補助制度を時代に合わせていただいたというようなことで、大変ありがたいかと思しますので、時代に合わせた、そんな対応も、ぜひ進めていただきたいということをお願いしまして、1番の質問は終わります。

次に、教育に関する各種対応についてお聞きしたいと思います。

まず、全国学力・学習状況調査の結果についてです。

長野県では、小学校の国語Bが全国で13位で、はっきり言うと順位的には一番よくて、中学校の数学Bが61.4で、全国平均よりも0.8点なくて、28位というような報道がありました。

我々の近隣の子供たちは、どんなかなということで、状況をお聞きしたいと思います。これは当然、公表できる範囲で結構ですので、よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、全国学力・学習状況調査の結果について、少しお話をさせていただきます。

まず最初に、小学校の関係でございますが、本年度につきましては、国語のA・B、また算数のA・Bということで実施をされているわけでございますが、やはり麻績村とする部分では、全国平均、下回っている部分のほうが多いわけでございますが、実際には国語Aが全国平均を少し下回っております。国語Bにつきましては、全国平均を上回る数字が出ております。

また、算数でございますが、算数A・Bとも全国平均を下回る数字が出ております。しかし、中には全国平均を上回る設問等もあります。そして、全国平均との差は、それほど大きなものではないというふうに感じております。

そんな中でいきますと、昨年の数字等を見ましても、若干ずつ上がっている傾向にあるの

かなというふう感じております。

次に、中学校の関係であります、国語、数学それぞれの部分で全国平均並みという部分に落ちつきを見せまして、昨年と比較しますと、順位的には下がった部分になったというふうに認識をしております。

また、そんなところでございますが、小学校、中学校ともに学習状況調査の中を見ますと、同じような課題が見えてきているということで、ここら辺のところは、学校と分析を進める中で、家庭との連携を密にする中で、相談指導体制を行いながら、学力向上に繋げていきたいというふうに考えております。

学習状況調査の中で一つ例を挙げますと、帰宅後、宿題はきちっと済ませると。しかしながら、復習・予習の時間が、今はやりのゲーム等の時間にとられている部分が見えてきているということで、ここら辺で帰宅後の学習習慣に、若干支障が出てきているんだというふうに捉えております。ここら辺も踏まえると同時に、家庭との連携、先ほど申し上げたとおり、密にする中で、学力の向上に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私も新聞報道で知っている範囲内でございますけれども、昨年に比べますと、全体的に底上げがされて、その間隔が狭まったということですね。ですから、ちょっとことでもって、一回のテストで一喜一憂する必要はないかと思っておりますけれども、ぜひ前向きに、積極的に知識を得ようとする場をつくっていただくような、それから褒めながら、ぜひ育てていただければと思います。

みずから考える姿勢とか、いろいろな部分については、全国的に小学校5年生……、これは今回の学習状況調査でわかったようではございますけれども、昨日、おととい発表されました世界のあれでは、ちょっと国語の能力が落ちたなんていう報道もされていまして、そのために、そういうものを直すには、これも新聞に載っていたことなんです、新聞を読む子供、活字に触れて自分で判断する機会の多い子供、そういう子供は正答率が高いようです。こんなことも、ふだんの読書や学習習慣というか、それがうんと大切かなというふうに思いますので、ぜひそんなことも踏まえて、お願いしたいと思います。

次に、いじめへの対応についてお聞きします。

2015年、昨年はいじめは、全国で22万件を超えていますし、長野県では1,567件ということ、これに含まれていない福島「菌」なんていう言葉のいじめとかあるようござい

ますけれども、現在の小学校・中学校で、いじめへの、この麻績村で身近にあるということではありませんけれども、対応策はどんなふうを考えているか、基本的事項について、どんなふうに決まっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 学校でのいじめ問題につきましては、今、議員さんのおっしゃられるとおり、全国的にはいじめによる痛ましい事件につながっているケースが多数あるかと思えます。

現在、麻績村につきましては、麻績小学校、筑北小学校ともに、いじめの問題は今のところ表に出ているものは、ないというふうにお聞きはしているわけでございます。

そんな中で、いじめ問題、表に出ない部分が非常に多いということでございます。そんな中で、学校の先生方、担当の先生初め見守る先生方の中で、児童・生徒の普段の行動に気を使って見ていただく中で、把握していききたいということ、またそのほか、親御さんとの懇談会等があります。そんな中で見つけられればということでございます。そういうことを重点に置きながら、いじめ問題には注意をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） とにかく、いじめというもの、最初はふざけていて学校が把握していなかったり、ふざけていたりいろいろする中で、学校側の把握がなくて、対応がおくれる。そんな部分が、いじめとふざけるのとの境が本当に難しく、一対一でやっても、片方がいじめだと感じていると、だんだんと萎縮して、その人間が人生を、本当に自殺まで行ってしまうぐらい追い詰められるような、本当にほとんど軽い気持ちで始まるもの、発展していくものだと思うんですが、当然ながら、それに対しては、非常に目を配りながら、遊びかいじめかというところについては、ぜひ基本的な反応、それなりのことを、絶えず初期反応をきちっとしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、学校統合についてであります。筑北村さんでは相当の動きがあるようですけれども、この動きに対する情報提供、それから情報発信の基本姿勢についてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 今、筑北の学校統合問題が進んでいるわけでございますが、今現在のところによりますと、学校、教育委員会を含め、同じことなんでございますが、麻績村と

しては、新聞報道等によりますメディアの報道によつての情報がほとんどでございます。

また、そんな中で、学校組合のほうにおかれましては、筑北村の教育委員さんのほうから報告はありますが、実際には新聞報道と同じ内容というような状況になっております。そんな中で、実際にはまだ正規にそういう部分を申し込まれているというか、お話を聞いているわけではございませんが、今後におきまして、今、筑北村さんでの動きのある部分、決定事項等ありましたら、できるだけ麻績村の子供たちに影響のないようにということで、ご報告をいただきたいようにお話をしてございます。その部分の報告があれば、また村のほうでも検討する中で、皆さんに情報を提供していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 前回は質問しました内容ですので、あれですが、生徒や保護者が不安になりますと、動揺を来せば、学習やいろいろに影響が出てきますので、心配だとか、このことをちょっと聞きたいなというようなことがあったら、どこに相談して、どこに聞いたらいいかというようなことで、窓口は一本化をしていただひて、右往左往しないというか、動揺しないようなことをお願ひしたいと思ひます。当然、教育委員会さんなのか、その辺については、いかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育問題の関係でございますので、一本化するとすれば、教育委員会へお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） P T Aやいろいろな会議があるかと思ひますので、ぜひその辺だけは、きちんとしておひていただければありがたいと思ひます。

以上で2番の質問を終わります。

麻績村総合戦略の取り組みについてお聞ひしたいと思ひます。

明るい未来につながる元気な麻績村の実現を目指して、基本目標2番にあります「支え合ひ、見守り合ひ、健やかに暮らせる村づくり」の項についてでございます。

基準値が、平成24年から26年ぐらいの数字を基本にしているようですけども、達成目標は平成31年達成ですので、ちょうど今年度あたりは、期間としては半分ぐらいになるかな、数字的にです。P D C Aを回しながら、だんだんに目標値に向けていくと思ひますけれども、そんな中で、特に2番の項目でございます。項目が本当にたくさんありますので。十分達成

できるかな、それからこれは難しいかなというふうな現在の評価と、現在の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 総合戦略の「支え合い、見守り合い、健やかに暮らせる村づくり」の分野におきましては、非常に個々に思う分野でございますので、差があるかなというふうに思います。

そんなこともございまして、村民から行政について、よくやっていると言われるようになりたいと、そんな気持ちもございまして、基本目標の設定につきましては、村民からの声を反映させていただいております。第6次振興計画を作成する際に村民からとったアンケートの項目の中から、健診や健康教室など保健要望活動について、高齢者に対する福祉について、障害者に対する福祉について、以上のようなアンケートをとっております。この中の満足度についてを基本目標にしたところでございます。

29年度において、振興計画後期編を作成することを、今までお話しをさせていただいてきました。今後この後期編を作成する際に、アンケートのほうを実施して、今の状況のほうを把握していきたいかなというふうに考えております。結果が出次第、皆様にもお知らせをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

健康寿命、介護保険新規申請平均年齢、以上2項目につきましては、6月の折に27年度数値を報告させていただいたところでございます。村民が生涯元気に生活できるよう、住民課を中心に、乳幼児から高齢者まで、各年代層に応じた健康支援策を講じるとともに、医療・福祉制度の充実、また各種健診受診率、保健指導の実施率、個別相談・指導の実施人数等、数値目標として、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 個体の問題でちょっと言っておきましたので、ありがとうございます。はっきり言いまして、健康寿命と、それから介護保険新規申請者の平均年齢、重要業績評価指標——K P Iに載っていますけれども、実際には要支援1・2、介護1・2・3・4・5でありまして、介護保険申請者が下から上がってくるということではないと思うんです。ですから、その部分で麻績村の人は相当に頑張っていて、自分で病氣と闘ったり、それから周りの人の支援で介護もしているかと思うものですから、単なる数字ではありませんけれども、この辺の考え方と、これ下がる上がるが、あえて難しい部分があると思うものですから、

この辺の考え方を、どんなふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） ただいまのご質問は、今の介護保険の新規認定者に関してのご質問だというふうに理解しております。これに関しましては、おっしゃるとおり麻績村は、新規の、初めて介護保険の認定を受ける年代としては、非常に優秀で、遅いというふうに考えております。これについて、上がる下がるがどうかというのは、これは今、全くわかりません。といいますのは、今、国の介護保険制度が非常に大きく変わるときでして、基本的にはなぜ認定を受けるかというのは、サービスを受けるために認定を受けるわけです。

それで、現在どのように動いているかというのと、サービス自体が村の地域支援事業のほうに移行されておまして、新規認定を受けなくてもサービスが受けられるというような状況に変わってきておりますので、なので、これで単純に上がっていくかどうかということに関しましては、単純に上がるというようなことはないというふうに思っています。ただ、制度的に変わっていくものですので、実際に村の中の方々の認定が、さらに遅くなるのかどうかということについては、まだ今後の動向を見ていかないとわからない部分があると思います。ただ、現在国の出している方針等を、村のほうで着実に実施していけば、やはり認定が、早くから支援に入っていく、それで重症化を防ぐということは、ある程度可能かなというふうには考えてはおります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 内容が多分わかったと思うんですけれども、これを決めたときの目標というか、K P I 的には、やっぱり数値がよくなるよとということ、数値をよくしよう、よくするとすると、年齢を上げるという単純方向にあるわけですけれども、こういう問題も総合戦略の中にはあるということも理解しながら、実際に動いている村民が、幾らかでも今よりも住みやすく、ああよかったな、亡くなるときに、いい村だったなというふうに思いながら亡くなっていけるような、そんなことを踏まえてやっていただければいいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

健康寿命につきましては、日本は世界1位、男性が71.11歳、女性が75.56歳、長野県は平均すると74.73歳で16位、1位は山梨県で、75.78歳がトップのようですけれども、健康寿命については、特に財政支出に影響があるかと思えます。ぜひそんなことで、健康寿命を延ばすことが大切でございますので、延ばすようにしていただきたいと。そのためには、一

番はやっぱり働いている、仕事をしていることが一番いいようです。それにあわせて、標語的に見ると、適度な運動で、てくてく、三度の食事を規則正しく食べる、かみかみと、それから心の健康のにこにこ、それから五感を持った感動ですね、ときどきわくわく、それにあわせて、旅行好きで、家に引きこもっているじゃなくて、外に出て人と話し合うこと、認知症対策にもなるようですけれども、そんなことがよいようです。できるだけ私自身も、そんなことを努力していきたいなと思ひまして、以上で私の質問は終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため休憩をとります。

再開は13時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 坂口和子君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 私は、通告いたしましたように、今回、若者定住対策と子育て支援事業、学校教育の環境整備について質問いたします。

要旨は10項目あり、幾つかは関連した内容にもなりますが、全て、特に若い世代の方々の意見をもとにしてあります。制限時間55分内の質疑応答になりますので、通告提出時にもお願いしましたように、答弁は要点を完結をお願いいたします。今後の活動に役立てるためです。

なお、要旨を一問一答方式で行いますので、自席に戻らせていただきます。

それでは、要旨1番からお願いいたします。

若者定住対策として、今後も住宅建設をする考えはありますか。その可否について、具体的な方向性をお尋ねいたします。

本町地区に今建てている住宅についても、応募数が多いと聞いておりますので、今後、村の計画があるのかないのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず最初に、一問一答ということでございますが、ご質問は1つという解釈ですが……

〔「要旨一つ一つ」と呼ぶ者あり〕

○村長（高野忠房君） 要旨ごとの答えということになりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村長（高野忠房君） そういうことでございますか。そういったことで答弁してよろしいでしょうか。

それでは、最初の要旨について答えさせていただきたいと思います。

現在は本町地区で、若者定住対策の一つとして住宅建設を行っておりますが、今年度末でこの事業は完了いたします。今日までの実績を見ますと、入居希望者が多く、全てのご要望にお応えできないといううれしい状況であるわけでございます。

こうしたことから、今後も実施したいと考えておりますが、その規模、それから土地の確保、各種許認可、それから活用制度など、具体的な詰めが必要であるわけでございます。

今後、実施に向けて検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その計画は、具体的に何年ごろとか、今後、何棟とかというところまでは、まだ入っていないのでしょうか。入っていたら、具体的なところも教えていただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今後ということでございますので、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） では、年数は表明できないということの解釈をいたします。

それでは、次、要旨2に移ります。

若者定住事業は、天王地区と本町地区に建設された若者定住住宅、また空家活用若者定住住宅促進整備事業を村では実施しています。この事業の現状評価をどのように分析していますか。

また、評価を分析するに当たっては、入居者の方々の声をどのように受けとめていますか、お尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 若者定住住宅の現状評価と入居者の声ということでございますけれども、平成23年度から若者定住住宅の建設を進めてまいっております。こちらのほうへ来ていただく方々は、麻績村に隣接する市村のほか、遠くは東京、名古屋、横浜などの県外からも入居いただいているところでございます。

まずは、天王地区に13棟建設して、今、13世帯、46名入居されておりますし、本町地区において、12月1日現在でございますけれども、19棟が建てられ、19世帯、55名が入居されているところでございます。またそのうち中学生以下の子供の人数は35名でございます、当初の目的でございます人口の増加、それから少子化対策等については、ある一定の効果が上がっているというふうに考えているところでございます。

入居者の声ということでございますけれども、平成28年3月でございますけれども、本町地区の入居者に限ってでございますけれども、本町地区の役員さんと、それから振興課の職員、それから入居者等で席を設けたわけでございますけれども、会議の席上では、本町地区の役員のほうからは、地区の決まり事だとか、それから行事等の説明をいただいて、丁寧に新しい入居者への対応をしていただいていると聞いております。

それから、入居者のほうからは、入居後の状況等については、その場でご意見をお聞きし、それぞれ対応しているところでございます。要望等をいただいて、改善できるような部分については、いろいろとこちらのほうでも、村としても対応しているところでございます。

いずれにしても、本町地区の皆様には、新しい入居者の皆様と夏祭り等を開催していただくなど、コミュニケーションを図っていただいておりますので、大変感謝をしているところでございます。

今後も入居者からの声があれば、それなりに、その都度対応してまいりたいというふうに思います。近々、残りの5棟、入居されますので、今後においても、地域と一体になってご協力賜りたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 入居状況につきましては、私も地元ですので、ある程度は把握しております。声も聞いております。やはりこれから子供さんを産まれる方、または現在お子さんがいらっしゃらないけれども、ここで住んで、そして生活をしたいという人の声もあります。なかなかこれから、3月までには24棟全部入るわけですけれども、地域の住宅の皆さんのコミュニケーションが上手にとれるかどうかということ、地元としても非常に懸念しております。

どちらかという、入居している人たちの心配事とか、または住宅の中で起きている事情についての窓口は、役場の振興課が一手に引き受けてくれるという解釈でよろしいでしょうか。というのは、私たちも相談を受けたときに、じゃどこへ言っていたかというのが一番いいよということをご指導したいと思いますので、その点をお伺いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 入居者からのそういった相談の窓口につきましては、振興課のほうで、ひとまず受けさせていただきたいというふうに思います。そのご要望の中で、いろいろなご要望、あろうかと思しますので、その要望それぞれについては、各担当のほうへ、その都度、その状況によって流していきたいというふうに思いますので、ひとまず窓口は振興課ということで結構でございます。

なお、今入居いただいている方等についても、今、住宅の担当と連携をとって、要望等については、丁寧に対応していると思しますので、引き続きそういった形で対応させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、現状評価をどのように分析していますかという質問に対しては、今のところおおむね評価は好調ということで、住民からの声も、そんなに厳しい声はないという、そういうことの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 厳しい意見というのは、今のところ聞こえてこないわけですが、この若者定住住宅の事業については、応募状況も、当初からの高倍率の状況も続いておりますので、ある程度評価をいただいているところだというふうに認識はしておりますけれども、今後、事業の推進に向けては、今後検討してまいりたいというふうに思っ

ております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほどの1番ともちょっと関連してきますけれども、先ほど1番の答弁では、今後の予定は、まだ未定ということでしたけれども、入っている方々の声を上手に受け継いで、今度の二次、三次、もし村が計画すれば、そのことを生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番の要旨については、終わりたいと思っております。

次、3番目の麻績村の子育て支援事業は、少子高齢化対策を鑑み、独自事業もしてはいますね。現在、保育料の無料化、または中学3年生までの医療費、それから放課後児童クラブ、これは6年生までと。それから出産祝い金、育児支援金、個人の不妊治療支援、それから教育関係では、小学校の学校給食、食材地産地消事業、それから修学旅行と臨海学習の補助、また地区の育成会補助等、幾多の、確かに列挙すれば、それなりの対策はとられている感じを受けております。

なお、今後、若い育児中の方々の声などを踏まえた支援事業の拡大を考えていることはありますか、お尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから答えさせていただきます。

今、議員のほうから紹介いただいたように、本当にたくさんの支援をさせていただいているということですが、さらに、一般の方には目に見えないわけですが、教育現場においても、他校では見られないような内容での充実、支援といえますか、そんなことも村としてはやっているということをお願いしたいなど、こう思っております。

若者定住に向けての新たな事業を含めて、近年、今おっしゃられたように数々の事業を実施させていただいておるわけでございます。

今後につきましては、当然のことながら、若者世代のニーズ、どんなものがあるのかなど、こんな把握をしつつ、また安定的な財源確保、これが大変重要でございます、安定的な財源を確保する中で今の事業を見直したり、あるいは新たな事業の研究などを進めていくということになるわけですが、当面は今実施しております数々の事業を、定着に向けて、もう財源が厳しいからやめるというようなことではなしに、今始めたものをまず、今、非常に多くの皆さんが期待されている多くの事業をやっておりますが、これらをまず定着することに努めていきたいと、こんな考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 例えば一つ、聞いている声の中に、病児、障害児等の保育支援の対応はできないかということも聞いております。ほかの市町村でも、それについては、保育所の中をどうするかとか、それから地元の医療機関との連携をどうするかということで、いろいろと模索していることと思いますけれども、麻績村においては、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今おっしゃられたような病気を持たれた方とか、あるいは特別な支援を必要とするお子様ですね、看護師さんが常にそばにいななければいけないとか、いざというときに、お医者さんがもうすぐそばにいななければいけないとかいうことはあるわけですが、今現時点では、具体的な方でそういった要望が強い方は、今いらっしゃらないわけですが、今後はある可能性があるんですね。ただし、それを今の麻績保育園で受けることができるかどうかという問題になろうかと思うんですね。ですから、この辺については、財源の問題もそうでありまして、それから人材の確保、こういったこともございますので、今は何とも申し上げるわけにいかないんですが、今の状況では非常に難しいなど、こう思っているわけでありまして。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今、そういう対象児がないということは幸いだと思っておりますけれども、やはり今後、いつそういう事例が発生するかわかりませんので、それについては、やはりきちっとプランニングをしておいていただいて、それと財政計画も立てていただいて、確かに今の村長の答弁のように、病児、障害児等、医療専門者との連携が必要になりますので、そのことも踏まえて、やはり今の保育所の建物でいいのか、または医療機関との連携をどうするのかということは、なるべく早く具体的に考慮していかないと、その事例が発生して、例えば出産のときに障害が出た、または育児している中で、まだ一、二歳の低年齢のときに発生したということになれば、やはり一番心配するのは両親、または親族の方だと思います。その対応が村には何もできていない、今後検討するという答弁では、ちょっと納得いかないんですけれども、その点の施策方針はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） もう議員はそちらのほうのベテランでございますから、ご存じだと思

うんですが、具体的に申し上げますと、こども病院に入院されている子供が、あの施設の中の学校で勉強されている子がいます。そういった形まで、それぞれの小さな村でやれということについては、どちらかというと検討するというよりも、難しいと。どちらかという、できませんというほうが親切かもしれません。そういった場合には、今もそうではありますが、こども病院さんのほうにご入院されている方等については、そちらで対応されていると。ご両親にとっても、そちらのほうが安心できるのではないかなと、こう思っております。ですから、村でやる場合には、そういった中途半端なことは、非常に難しいのではないかなと、こう思っているわけであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 村の方針がしっかり決まっていれば、それなりに住民の方にもそういうお話をつないでいきますので、またそこで当事者が考えていく主題にはなると思いますが、わかりました、理解しておきます。

ほかに、先ほどの質問の中にありました、何か支援事業の拡大を考えているという事項はありますか。現状やっている以外に、本当だったら、財政的なものが許したらこういうことをしたいとか、村民の方々からこういう声があるのかという事例はありますか、ありませんか。教育委員会でも住民課でも結構です。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育委員会の関係につきましては、今現状の部分をしっかり進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

それでは、4番目に移らせていただきます。

少子化による学校教育環境の変化を、どのように想定しているかということです。少人数学級や特徴ある学校運営の構想は、どのようになされていますか、答弁をお願いいたします。

特にこれから想定される少人数学級、または学校運営についても、これからの教育委員会のウエートが多いかなと思います。それから村の方針も、これから決まっていくと思いますが、けれども、わかる範囲で答弁していただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育委員会のほうから、ちょっとお伝えしたいと思います。

す。

少子化によりまして、学校運営、特に学級編成に影響が出てくるのかなというふうに考えておりますが、現在での子供たちの推移を見ますと、複式学級になるまでは、当面ないだろうというふうに考えております。そんな中でいきますと、学力についての支障は最低限にとどまるだろうというふうに考えております。

また、そのほかに体力、やっぱり運動関係、そこについては、複数によります対抗等は非常に難しくなるだろうというふうに考えております。特に中学校では、部活の種目に大きな変化が出てくるというふうに考えておるところでございます。ですので、少人数でもできる、個人の能力が最大限発揮できるものを、選択していくことを考慮していくことが大切というふうに考えております。

そんな中で、都市部でも少子化によりまして、他の学校との合同で競技を行っているような場面もございます。そこら辺も踏まえる中で、近隣の中学校等との連携、また合同等も考える中で、今後におきまして、学校や保護者、また教育委員会等において検討してまいります。

そんなことで、少子化の関係につきましては、影響が出てくるのかなというふうに思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、特徴ある学級運営につきましては、さきに申し上げましたが、少人数だからこそできること等を、学校と研究しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） わかりました。やはりクラスが小さくなっていく、人数も小さくなっていくということは、親の人たちが心配していることだと思います。

現在、来年ですか、29年度の入学生、今の数字から言うと7名、2年間、7名、8名ぐらいの1桁の子供さんになっていると思います。そこらの対応については、その後は2桁、14とか10、私が聞いた範囲では14とか15とか、28年度の想定では18名ですかね、そんなことを情報としてもらっておりますけれども、2年間については、1桁の7名、8名という学級になる、今はそのように予想されています。それに対しての対応、または父兄の声をどのようにキャッチしておりますか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 確かにおっしゃられるとおり、来年度等はちょっと人数が少ないだろうというふうに考えております。そこら辺も学校との協議をする中で、やるようにしておりますが、他の学校でも、そういうところもあるということはお聞きしております。そこら辺も参考にしながら、できるだけ子供たちが活発にできるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そのお話は、保育園のときの保護者のところでもつないでありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） そこら辺のところは、まだ直接はつないではございません。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 声としては、その不安をよく聞いておりますので、また折を見て、その説明はしてあげていただきたいと思っております。

それでは、5番に移ります。

学校統合問題について、進展がないために、若い世代の親たちは非常に不安を持っています。現状と今後の方向性についてお尋ねします。

学校統合問題は、多くの方が注視しております。筑北村も一緒だと思います。麻績村も一緒だと思います。それについての方向性をお尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 筑北村さんの学校統合問題につきましては、その進展状況につきましては、正式には聞いていないということでございます。今後、筑北村さんの統合等につきまして、麻績村に関係あることも、今後出てくるわけでございますが、また正式な報告等をいただきましたら、関係者等にはしっかりとお話をつなげていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、あとの質問ともちょっと絡んできますので、この5番はこのままにしておきます。

それでは、次に6番、年々、学校の児童数・生徒数が減少している中、要支援児に対して、麻績村特別支援教育推進計画がありまして、それに基づく支援事業は、着実に今後も継続されていくのでしょうか。特別支援教育支援員の配置、または個別学習教育の確保、それから個

別的支援を必要とする子供たちの増加と多様化に対する、専門職員や教員の確保と支援学級、そこらについては、現状、例えば支援学級については、小学校では「かたくり」だとか「ひじり」だとかということがなされております。今入っている子供さんたちは、それぞれいい対応をしていただいて、父兄からも感謝されておりますけれども、今後、今申し上げましたように、児童数、生徒数が減ってくると、学校の規模にも影響してきますけれども、これに対する考えを答弁願います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 要支援に関する部分につきまして、今、生徒数が減っても、要するに支援児がいるということになりますと、県のほうでもしっかり加配を出しますし、村でも、足りなければ、教員をふやすなり村単でやっていますので、今と同じ形で進んでいくということで行われますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 特にこの支援児に対しての声は、心配の声を聞いておりますので、ぜひそのことは、継続的にできるという答弁をいただきましたので、学校でもその体制を整えていただけるかと思っておりますので、期待しております。また、父兄の方々にも、そのようなお話ができるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、7番に移ります。麻績村の放課後児童クラブにおける要支援児に対する支援事業の現状はどうですかということです。6番ともちょっと関係しますけれども、要支援の子供さんが年々ふえているとか、そういう数字が上がっているということを聞いております。これは全国的にもあるということですし、何がそれを物語っているのかは、ちょっと不明ですけれども、やはり麻績村にも、そういう支援を要する子供さんがいらっしゃることは事実です。

放課後児童クラブにおいては、今3人のスタッフの方が対応していると思います。私も以前に直接見せていただきまして、3人の方が一生懸命やっておられました。ですけれども、参加している子供さんは、多種多様な行動をとります。それが当たり前だと思いますが。その中でいわゆる要支援児、例えば体力、知力、それから身体的、周囲の子供と一緒に行動できない子供さんがいるのも見受けました。その対応はどうしていますか。現在の3人のスタッフの方で十分補えているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 放課後児童クラブにつきましては、まず最初に放課後児童クラブと

というのは、帰校後に自宅に保護者がいない場合の居場所として設置をさせていただいております。今現在の登録児童数は52名でございます。そんな中で活動しているわけですが、居場所づくりということでございますが、一応基本的には、放課後児童クラブへ来たときには、できるだけ最初に宿題をやるとか、いろいろな部分で、家に帰ってからやるでは遅くなる部分をやっているかと。その後は自由な活動をしていただいて、保護者のお迎えを待っているということになります。そんな中で要支援児も同じ対応を行っております。

そんな中で、3名で大丈夫かということでございますが、今現状までは3名で行っております。ただし、状況に応じては、人数が多くなると臨時の方をお願いしたりして、見守りを増やすという状況でございますし、そんな中で、今いる方々にも、従事職員としての放課後児童クラブの運営等について講習会等への参加や、資格認定に至るように参加をしていただいて、利用児童の安全確保につなげております。今後も、これは同じように続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 要支援児という子供さんは、どちらかという一般の元気な子供さんたちを標準にしているよりは、目配り、気配りが非常に大事になると思います。私もちょっと行ったときに、一緒に参加させてもらったんですけども、やはりマンツーマンというか、指導者を一人係りしたいとか、それから子供の間のトラブルがあるとか、それはそれなりの本人の主張があつてとか考えがあつて、子供と一緒にそこに入っていることですので、上手に指導していかなくてはいけないかな、一緒に合流していかなくてはいけないかなと思うんですけども、3人のスタッフの人だけでは、その子供さんたちの対応が難しい事例が起きているようにも伺っておりますし、私も見せていただいて、その感を受けていますけれども、現場を見られた教育関係の方々はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私もたまには顔を出すようにしてはいるわけでございますが、今のところ、非常に困ったという事例は報告を受けておりません。そんな中で、担当の職員がいますので、できる限り顔を出す中で対応に努めているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 表に事例として何かのトラブルが出てきたということが、今までないという解釈をしておきます。ただ、子供というのは、非常に心理的なものが影響しますので、

その対応は、外見からは見えない部分の気配り、目配りを、教育委員会のほうでも、ぜひしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。8番目です。

乳幼児の保護者、それから保育園・小学校・中学校の保護者に対して、学校統合に対する村の考えの説明と当事者の意向調査はどのようにしていますか。ちょっと今までの質問とダブるところもあると思いますけれども、説明会、または意向調査、どのようにしているか。それから、現在まだしていないところがありましたら、今度どんな機会を捉えてやりたいとか、具体的なことがあったらお答え願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどの質問とも関連がございますので、同じような答えになるうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

今、筑北村さんで独自に進めております学校統合問題、この進展状況につきましては、正式な報告等はいただいているわけではないわけでございます。今後、関係者へおつなぎすべき事項がございましたら、正式なことをお伝えしたいと、こう考えているわけでございます。

また、筑北村さんで進めております学校統合問題について、麻績村で保護者の皆さん等から意向調査をするということは、村としてはすべきことではないと、そんなふうを考えております。

そういったことで、特にこれから筑北村さんの学校統合問題につきまして、麻績村で改めていろいろな意見を聞くというようなことは、今の時点では考えておりません。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 考えていないということですか。そうすると、乳幼児を持っている保護者の皆さんとか、今言った保育園・小学校・中学校の保護者の方々の不安に対しての解決策というか、そのことについては、特に村では考えていないという解釈でいいんですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） でございますから、今、筑北村さんで学校統合問題を進めているわけでございますが、そのことについて、麻績の村民の皆さんから、いろいろな意見を行政が聞くということは、いかななものかなと、こう思っているわけです。今、筑北村さんの動き等が正式に伝えられてくれば、それと麻績村に関係があることがあれば、当然これは関係者にお伝えしていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私がお尋ねしたいのは、そういう筑北村さんへの影響じゃなくて、麻績村がどうするか、学校問題をどうするかということに関して、この対象の保護者たちに、早目に方向づけを話していただきたいということなんです。これはもう今までの一般質問でも何回も言っておりますし、質問が出ているんですけども、なかなか進展してこないということで、やはり当事者が意向調査をできるだけ早くしないと、筑北村さんのことについては、新聞報道で情報を得たり、それからあとまた児童室だとか、隣村ですので個々の情報も入ってくると思います。それだけに保護者の方々は、非常に動揺しているところがありますので、そういうことを、意向調査とか当事者の説明とかということをお願いしたいと思っているんですけども、その考えを伺っているわけです。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 以前から申し上げていますように、当初はこの谷一つでと、筑北地域は一つでという考え方で進めてきたわけですが、筑北村さんから強い希望として、筑北村は一つというように、筑北村だけでやりたいということで、今現在、筑北村さんでは学校問題を論議されておるといふに私は理解しております。そういうことになりますと、麻績村は麻績村として、これからの学校をどうしていくかということで、今その学校の今後のあり方については、現在、教育委員会等では研究しているわけであります。

いずれにしても、これからは子供たちの数が少なくなっていく、そうした中で、少なければ少ないなりに、しっかりした教育をしていかなければいけないと、こう考えているわけがあります。

そうしたことで、今これから、全国至るところ少子化になっていくわけですが、そうした中で、どんな教育が必要なのかということ、今詰めているところでございます。

また、これらにつきましては、機会を捉えて、しっかりと話をさせていただく機会もつくっていきたく、こう考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 年度内にその機会は設けていただけますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これからの教育方針等につきましては、今、教育委員会のほうで研究

を進めております。これが村長のほうに、今後どういう形で答えが返ってくるかということでございます。教育委員会のほうでは、大分しっかりと研究を今されておるようでございますから、それを待っているというような状況でございます。

それで、取り急いで、次の来年度の事業、あるいは来年度の予算に絡むようなことについては、徐々にご意見をいただきながら、そういうものはしっかりやっていきたいと、こう思っております。ただ、全てがまとまった形で来るのは、しばらく先になるのではないのかなと、そう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、次の9番に移ります。筑北地域に小学校1校、中学校1校の考えについてです。

これについては、教育委員会の中で学校統合問題を検討する過程で、検討されたことがあるのかなのか、それをお尋ねします。というのは、筑北地域に小学校1校、中学校1校ということは、村長もかねてから言っていますように、それから先ほどもちょっと触れられましたけれども、将来は筑北地域は一つという考えになるだろう、そういう方向で進めなくてはいけないだろうという必要性を感じているとおっしゃっています。ですので、そのことを想定すれば、小学校1校、中学校1校、これは旧4カ村のときの合併のときから検討されて、1校・1校という、そういう想定がされていますので、そのことについて、かつて今までに教育委員会の中で、学校統合問題を検討するときに、この考え方については、どのくらい検討されたんでしょうか。内容を説明いただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この問題につきましては、過去2回あったのかなと、こう思っております。これはまず合併問題のときですね。合併のときに、学校は将来統合しなければいけないですねということでございましたが、このときには、合併時には村が一つになるということでございますから、教育委員会が幾つもあるという論議にはならなかったということでございます。

それから、その後の学校統合問題につきまして、検討の経過の中で、この地域に最終的に小学校が1つ、中学校が1つというようなときになれば、教育委員会も1つというような、両村の組合のという、そういった、話題にはなりましたが、具体的な協議には至らなかったということでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、例えば子供たちの人数のことを配慮しながらそういう検討をした過程はないということの解釈でよろしいのでしょうか。

実は子供さんを持つ親御さんの考えは、学級数や子供の減少による対人関係、それからコミュニケーション能力低下が最も心配だと言っています。特徴ある学校教育体制もさることながら、それももちろん一理ありますし、よいことでもあると思いますけれども、まずは子供同志の切磋琢磨、よい意味での競争能力を育成できるためには、ある一定の児童数や生徒数の確保を優先してほしいといったことを聞いております。これは何人もの方から聞いております。近い将来、筑北地域は一つになるのであれば、早く小学校1校、中学校1校についての検討をしてもらいたいという考えも聞いております。そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現状をぜひ正確に見ていただきたいなど、こう思っておりますが、今、筑北村さんでは、学校統合問題、論議をされている最中であるということでございます。

麻績村としましては、筑北村さんがそういったことになると、麻績村は麻績村として、きちんとした教育をやっていかなければならないと、こういったことでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） しつこいようですが、やっぱり今の親御さんの気持ちですよね、子供、大勢の中で教育環境は整えてほしいという、こういう考え方に対しては、どのようにお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） そういったことございまして、多い少ないというのは、どの辺で判断すればいいかということでございますが、実は私、昔のことを言いますと、同じ1学年でも220名ありました。それからしばらくして、大分たってから100人ぐらいになりました。非常に少なくなったなど、こんな思いでございますが、最近はさらに10人近くというような、こんな事態になっているわけでありまして、多い少ないというのは、いろいろな考え方があるわけでありまして、少なれば少ないなりきの教育を、しっかりやっていかなければならないと、こういったことで、親御さんにも、しっかりとこれからいろいろな教育方針等について、お話しをしていかなければいけないし、それから教育委員会のほうでも、今いろいろ

な研究をされております。ぜひそういったものも、計画だけではなりませんから、現実、実際できるように、実行できるような財源確保とか、そんなことも考えていかなければならないと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほどの保護者との懇談会にも関係しますけれども、この不安が大勢の親御さんの中にはあるということだけは、ぜひ教育委員会も村長のほうでもしっかり把握していただいて、折を見て、そういう気持ちを酌み取っていただきたいと思います。私たちも、それは本当に大勢の方から言われております。麻績村で考えている今の学校のいろいろなものは、もちろんいいこともたくさんありますので、それもよしという解釈はしておりますし、私たちも、それについては自負をしておりますけれども、それだけでは、やはり親御さんにとっては納得できない部分、実際に子供さんのことを考えると、やはり人数、大勢の人数、少なくとも20人以上、30人ぐらいまでの人数の中で教育させたいという声は、よく聞いております。それはぜひ受けとめていただきたいと思います。

今後、麻績村の学校教育について、教育委員会中心にして、多分、重々検討されていくと思いますけれども、その考えだけは、親御さんの声だけは率直に受け取っていただいて、そしてできることなら近い将来、本当にこの筑北地区の中でも人数が減って、そして統合せざるを得ない環境になることも想像できますので、それなら早くという考えをベースに持っていただきたいと思います。その気持ちは、今、村長の答弁の中では、今の筑北村を見てとか、今を見てという答弁が、今までもありましたし、今もありましたけれども、そういう、できるだけ大勢の子供さんのクラスの中で切磋琢磨しながら、そして競争心を持ちながら一緒に勉強させたい、そしてクラブもそうですし、いろいろなことも、スムーズに学校教育をさせたいという気持ちをどのように受け取っていただけますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今そういったことで、麻績村も筑北村さんも、教育につきましては、しっかりやっていかなければいけないということで、今、筑北村さんも学校統合ということについて、真剣に村内でやっておられるというふうに、私は考えているわけであります。

また、麻績村は麻績村として、残念なことに筑北村さんと一緒にやっっていかれなくなってしまったからには、麻績村は麻績村として、しっかりとした方式でやっていかなければならない、こんな思いであります。

それとあわせて、子供が少なくなっていくということだけで考えていくのではなくて、今、麻績村は、そこにプラス、さらに子供をふやそうと、若い人たちに住んでもらおうと。今はそういった政策も、これから力を入れていかなければいけないし、現実、その好影響も出ておりました、今年度につきましては大分数もふえてきております。今ふえる傾向になっておりますので、こういったことも今後、研究をしていきたい、実行もしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 若者定住住宅政策が、今後も長期的に実効ある成果が出てくれば、それほどいいことはないと思っております。

それでは、時間が迫りますので、10番に移ります。

子育て支援事業の中で、若い世代の働き場所の提供支援や、それから就業対策をどのようにしていくかということです。

若い方の中には、子供が小さいうちは、特に小学生までの親は、経済的出費も工夫次第で賄えるが、中学生、高校生になれば、通学のことを考えると、同じ借家住まいするなら、両親が働ける、働き場所にあるところに移住するかもしれないという声も聞いております。

それから、それを考えると、人口増を考慮して、若者定住住宅は過渡的な対策にすぎないのではないかという懸念も見えました。

抜本的に若い方々の就労支援についても、村としてはどのように対策を考えていくかということをお尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、若者定住施策をいろいろやっているわけですね。そういった中で、まず住むところ、そして教育、子育て、それからまた、今おっしゃられているとおり就業、こういったことも全部整っていかなければ、真の若者定住にはつながらないという思いは一緒であるわけであります。

そうしたことで、以前からこのことは申し上げているわけでありまして、麻績は非常に交通の便がいいということでもありますね。ですから、今回こういった事業をしても、希望者は非常に多い。希望者の実態といいますか、そういった皆さんからのお話を聞きますと、それは近いところに職場があればいい、でも条件的に一家を養っていきけるだけの、それだけの待遇のいい企業ですね、そういったところに勤めたい、ならば通勤時間は1時間、あるいは1

時間半ぐらいはもう当たり前だという、皆さん、そんな思いの人が多いうふうには、私は受けとめております。

そんな点で麻績村は、大変恵まれた地にあるし、先人たちによって、こうしたいい村をつくってきていただいたなど、本当に私も感謝しているわけでありまして。そうしたことから、まず住む場所をつくれれば、ある程度の若い人たちは住んでくれるのではないかなど、こう考えているわけです。ですから、働く場所というのは、村外に求めてもいいのではないかなど、そう思っております。

それからさらには、それだけにとどまることはなしに、この地域でも働く場所の確保ということが、これは非常に大事であるわけです。ですから、まず今やっていることは、今、村内に優秀な企業さんがいらっしゃるわけなんですけど、こういった企業さんを、まずできる限りの支援をしていくということ、それから新たな企業の誘致というのは、これは今、大変難しい状況であります。でございますから、働く場所へ行くということよりも、村内でみずから業を起こす、いわゆる起業できるようなことの支援も大事ではないのかなど、こう思っているわけです。もう既にそういった方向に動いている若い人たちもいらっしゃいますし、それからさらには、今始めました地域農業の活性化、こういったことから、農業によって生活をしていくという若い人たちがいてもいいのではないかなど、こういうことも考えております。

ですから、これから地域農業の活性化支援、こういったことも働く場につながっていくのではないかなど、こう考えております。

それからさらに、この麻績村の自然環境とか交通の便とか、あるいはICTの今の条件です、こういったものを活用したテレワーク構想、こういったことも進めていくことが、これからの雇用の場になっていくのではないかなど、こう考えております。

それから、村内でも、最近はそれぞれパートさんとか、あるいは長期に働く方、募集したりするわけですが、現実にはなかなか応募してくれる人がないということで、今、村内からお願いしているというような、そんなことも聞いております。

そんなことから、今、議員おっしゃられるように、これからはそういった働く場に結びつけるような政策も、これからしっかりやっていかなければならないと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の答弁は、私にとってはびっくりというか、そこまで村が考えて、

特に企業支援、村内企業の支援をして、拡充するのに支援する、それから今の農業ですね、農業施策についてもそうですけれども、そして村民の若い方々が就労できるところを、積極的に村の行政支援として行うという解釈でよろしいのでしょうか。それで、その方針が新年度からの予算に反映したり、今後の振興計画にも、長期の振興計画ではなくて、近い、ここ二、三年の支援事業としても計画されるという解釈をしてもよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在の企業支援ですね、村内にある現在の優秀な企業の皆さんに対しましては、いろいろな制度で、もう現在、いろいろな形で支援をさせていただいております。それからまた、新たな相談等があれば、またそういったことにもやっていきたいと。これらについては、商工会さんとともに研究をしていくということでやっております。

それから、新たな農業というお話をしたわけですが、これはやはり誰もかれもということではなくて、やる気のある人でないとだめなわけですね。そういったことで、今、麻績村でもう既に始めておりますが、リンゴ等については、新矮化については、松本管内ではないほど特別な優遇をするというようなことで、新矮化の拡大、こんなことも図っておりますし、それから今始めておりますNPO法人おみごとの動きも、将来に向けては、こういったところが中心となってやっていけるものになっていくのではないのかなと、こんな期待をしているわけでありまして。来年から具体的に何をどうこうということはございませんが、農業施策等について、これからしっかりやっていきたいと、こう思っているわけでありまして。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その就労の糧になれば、非常にいいかなと思っております。

かつて、11月ごろでしたかね、報道によりますと、農業体験をするということの一つに、農業機械を女性の方も動かして、若いお母さん方が動かした体験もあるということを知っております。やはり農業に対して、食に関しても、若いお母さん方も非常に興味を持っていると思いますので、その農業体験の機会をできるだけつくっていただいて、一緒にできればいいかなと。それから農業起業ができればいいかなと思っています。

冒頭に申し上げましたように、私はこの10の質問は、ほとんど若い世代の方々の声をもとにして設定いたしました。また私も機会を見て、住民の皆さんにはフィードバックしていきたいと思っておりますけれども、こういう声が若い人たちからたくさん上がっているということ、ぜひ行政側も理解していただいて、今後のところに役立てていただきたいと思っております。

以上で私は終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について、報告を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 総務経済委員会に付託されました陳情2件の審査結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第28-6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、採択・意見書提出としました。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たす役割と責務が格段に重くなっています。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員の立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下やなり手不足が大きな問題となっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えられます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入制度のための法整備を早急に実現するよう、当委員会は陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定いたしました。

続いて、第28-7号 免税軽油制度の継続を求める陳情については、採択・意見書提出といたしました。

軽油取引税の課税措置については、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

軽油取引課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も、農業用機械や船舶、倉庫、港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油については免税措置されていました。

これまでのこの措置により、索道事業者がスキー場の整備のために使用するグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油も免税対象となっており、この措置が廃止された場合、スキー、スノーボード等の冬季観光産業の負担増に直結することから、スキー場運営の困難化と、多くの関連事業者や地域の経済全体に深刻な影響を与えることが危惧されます。当委員会は、陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情2件の審査結果報告といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは、第28－6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを採決します。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、陳情は採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第28－6号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28－6号の陳情は、採択・意見書提出することに決定しました。

続いて、第28－7号 免税軽油制度の継続を求める陳情書についてを採決します。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、陳情は採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第28－7号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28－7号の陳情は、採択・意見書提出することに決定しました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第28－8号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書（決議）の採択を求める陳情書については、採択・意見書提出としました。

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超えるようになりました。卒業しても不安定な雇用で十分な収入が得られず、総額金を返したくても返せない人たちも増加しています。

社会人としてのスタートラインから数百万の借金を背負うのは、大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子供も後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子供を持つことをためらわせる要因ともなっています。

若者ばかりでなく、子供の奨学金返済の肩代りで、老後の生活資金を失う親もふえており、世代を超えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減に歯どめをかけて、持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

よって、当委員会は陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査結果といたします。

○議長（尾岸健史君） 第28－8号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書（決議）の採択を求める陳情書についてを採決します。

ただいまの委員長の報告によると、第28－8号の陳情は採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第28－8号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28－8号の陳情は、採択・意見書提出することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

以上で、平成28年第4回麻績村議会定例会第2日目を終了し、散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時02分

平成28年第4回麻績村議会定例会 (第3日)

議事日程(第3号)

平成28年12月9日(金)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 麻績村民生委員推薦会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 麻績村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 聖高原別荘地地上権にかかわる訴訟の提起について
- 日程第 11 議案第 11 号 平成28年度麻績村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 12 議案第 12 号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第 13 号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 14 議案第 14 号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 15 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第 16 発議第 2 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 17 発議第 3 号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書(決議)の採択を求める

意見書の提出について

日程第18 発議第4号 議会議員の派遣について

日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
村づくり推進課長	宮下和樹君	総務課長	宮下利秀君
振興課長	塚原敏樹君	住民課長	峰田江津子君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さんこんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第4回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第6号 村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第7号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第8号 麻績村民生委員推薦会条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第9号 麻績村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第10号 聖高原別荘地地上権にかかわる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第11号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第12号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第13号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第14号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、発議第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、発議第3号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書（決議）の採択を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決されました。

◎発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、発議第4号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
質疑を行います。

発議第4号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第19、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議

会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年第4回麻績村議会定例会におきましては、提出申し上げました14議案を慎重にご審議賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、5名の議員から麻績村のさらなる発展に向けて貴重なご提言、そして課題等について深く研究をされ、ただしていただきました。ご提言はいずれもこれからの村づくりに大変重要な事項と受けとめております。全てを早急に実現したいわけですが、ご承知のとおり、限られた財源の中で優先すべき事業から具現化してまいりますので、何とぞご理解をお願いするものであります。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところわずかとなりました。議員各位を初め村民皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成28年第4回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、この後事務連絡がありますので議員の皆さんは議員控室にご参集願います。

長期間大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員